

第2期澁川市地域福祉計画

第2期澁川市成年後見制度利用促進基本計画

澁川市再犯防止推進計画

令和6(2024)年度 ▶ 令和15(2033)年度

令和6(2024)年3月

澁川市

はじめに

本市では、平成 26（2014）年 3 月に社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、「渋川市地域福祉計画」を策定し、策定から 5 年が経過した平成 31（2019）年 3 月には、社会経済情勢の変化に合わせ、計画の中間見直しを行い、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



このたび、第 1 期計画の期間が満了となることから、市民意識調査や国の動向などを踏まえ、「第 2 期渋川市地域福祉計画」の策定を行いました。

第 2 期計画は、第 1 期計画の基本理念である『支え合う より良い福祉の まちづくり』を継承し、渋川市社会福祉協議会の「第 3 次地域福祉活動計画」との連携のもと、策定を進めてまいりました。また、本市における「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」との一体的な策定を行っています。

少子高齢化や世帯構成の変化、地域コミュニティの希薄化により、地域社会は大きく変容し、地域福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化しています。これらの課題に対しては、市、社会福祉協議会、市民・団体、事業者・企業等、福祉に関わるさまざまな主体が、世代や分野を超え、力を合わせて、取り組んでいくことが求められています。

誰もが地域社会の一員として、それぞれの役割を担い、互いに支え合いながら、共に生きるまちづくりに向け、今後も地域福祉の推進を継続させてまいりますので、皆様方の一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました渋川市地域福祉推進委員の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和 6（2024）年 3 月

渋川市長

高木 勉

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の背景・趣旨	1
1-2 地域福祉と地域共生社会について	2
1-3 地域福祉に関する近年の動向	4
1-4 計画の位置づけ・地域福祉活動計画との関係	5
1-5 計画の期間	7
1-6 SDGsについて	8
第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状と課題	9
2-1 統計からみる本市の現状	9
2-2 市民意識調査	12
2-3 関係団体との意見交換	25
2-4 第1期計画の評価	27
2-5 本市の地域福祉課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
3-1 基本理念	30
3-2 基本目標	30
3-3 計画の体系	31
第4章 地域福祉の取組	32
基本目標1 人々が支え合う地域づくり	32
基本目標2 支援につながる地域づくり	38
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり	53
第5章 計画の推進	66
5-1 推進体制	66
5-2 計画の公表	67

第2期渋川市成年後見制度利用促進基本計画.....	68
1 計画策定の背景と趣旨	68
2 計画期間・制度の対象	68
3 現状と課題	69
4 計画の理念	69
5 基本目標と取組	70
6 計画の推進	71
渋川市再犯防止推進計画.....	72
1 計画策定の背景と趣旨	72
2 計画期間・対象	72
3 主な課題と取組	73
4 計画の推進	74
資料編	75
1 渋川市地域福祉推進委員会設置要綱	75
2 渋川市地域福祉推進委員会委員名簿	77
3 渋川市地域福祉計画策定委員会設置要綱	78
4 策定経過	80
5 統計データ	82

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景・趣旨

(1) 背景・趣旨

本市では、平成26(2014)年3月に、10年間の地域福祉施策の基本的な方向性を定める「渋川市地域福祉計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

さらに、計画策定から5年後の平成30(2018)年度には、令和5(2023)年度までを期間とする計画の中間見直しを行い、市民意識調査の結果、国や群馬県の動向等を受け、社会の様々な変化を踏まえた取組を図ってきました。

この間、わたしたちを取り巻く社会の状況は様々な変化をしてきました。本市においては、人口減少と少子化・高齢化が進行しており、その影響が地域社会や産業・経済など様々な面に及んでいます。また、全国的に見ると、新型コロナウイルス感染症のまん延、自然災害の激甚化や頻発化、情報技術の発達、国際化の急速な進展など、これまでに経験したことのない事態は、わたしたちの日々の暮らしに様々な影響を及ぼしています。

このような変化が及ぼす影響は、わたしたちが地域や暮らしの中で抱える課題・問題の複雑化や複合化につながり、これまでの福祉や助け合いの仕組みでは対応が難しい状況が生じています。

このような背景のもと、令和5(2023)年度の第1期計画期間満了に伴い、これからの社会と地域の変化に対応し、地域福祉をさらに推進できるよう、地域住民の意見や関連法の改正等を踏まえ、令和6(2024)年度を始期とする「第2期渋川市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

(2) 策定体制等

本計画は、社会福祉関係者、保健医療関係者、市民委員等で構成される「渋川市地域福祉推進委員会」を設置し、地域住民、各分野の関係団体等の意見を取り入れるとともに、市職員による「渋川市地域福祉計画策定委員会」、「渋川市地域福祉計画策定作業委員会」を設置し、庁内における調整を図り、計画の策定に向けた協議・検討を進めました。

また、本市と渋川市社会福祉協議会(以下「渋川市社協」という。)が合同で実施した市民意識調査や、地域福祉に関係する団体との意見交換会、市民意見公募の実施等を通して、市民、地域の意見の反映に努めました。

1-2 地域福祉と地域共生社会について

(1) 「地域福祉」と「地域共生社会」

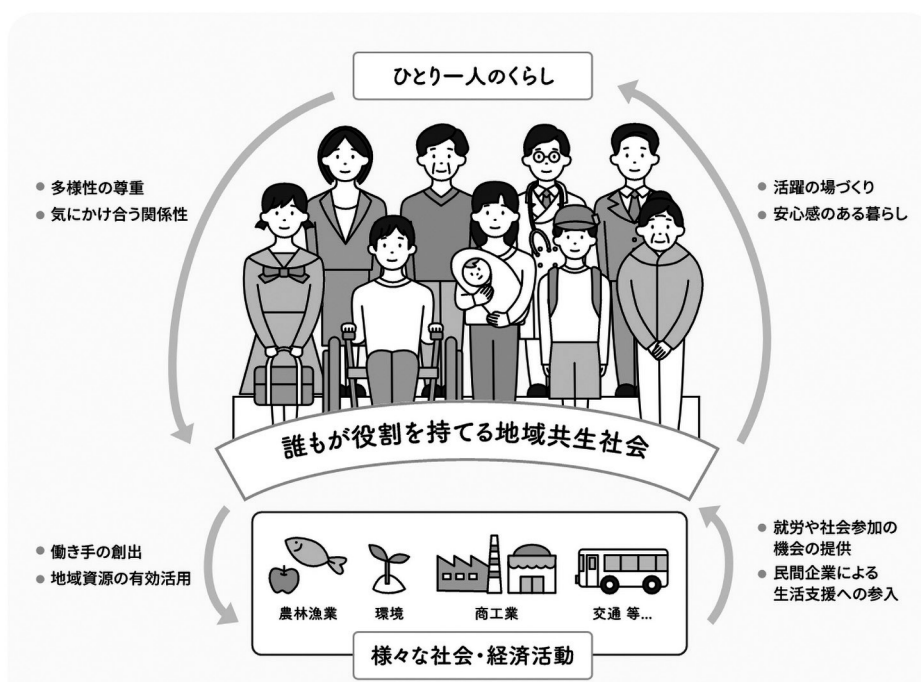
「地域福祉」は、地域で暮らす、すべての人のための地域ぐるみの福祉です。誰もが住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、地域で暮らすわたしたち一人ひとりや地域で活動する組織や団体、社会福祉協議会、行政などの関係者がつながり、互いに協力し、支え合って、個人や地域が抱える福祉課題の解決に取り組む考え方です。

「地域共生社会」は、高齢者、障害のある人、子どもやその家族など、分野や制度ごとの「縦割り」の枠や、「支える側」と「支えられる側」に分かれた、これまでの福祉の位置づけ、関係を超えて、地域で暮らすすべての人が主体となって、それぞれの役割を担い、互いに支え合ってつくる社会です。

一人ひとりが抱える課題を地域の課題として互いに考え、助け合い、支え合う地域づくりを目指すことは、地域住民同士のつながりをつくり出し、日々の交流や支援の土台となるもので、地域福祉を推進する上で重要な視点となっています。市民一人ひとりの様々な課題に対応し、地域全体で担い、支え合う、地域福祉の推進により、地域共生社会の実現を目指します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が
世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



資料：「地域共生社会のポータルサイト」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>）

(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」の基本的視点

地域福祉の推進には、市民と地域で活動する組織や団体、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を担い、互いに協力・連携を図りながら支え合う仕組みや体制の構築が重要です。

そこで、本計画では、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点を踏まえて地域福祉の推進を図ることとします。

自助：市民一人ひとりの主体的な活動

自分や家族でできることを、自分や家族で解決し、さらに、市民一人ひとりが、地域課題を解決するために考え、主体的に活動する「自助」の視点。

互助：市民同士の助け合い

自分や家族だけでは解決が難しいことを、地域、隣近所などの身近な人同士や、地域で活動する組織、団体など、市民同士の助け合いで解決に向けて取り組む「互助」の視点。

共助：制度化された相互扶助

介護保険、医療保険、年金など、制度化された助け合いや支え合いの仕組みを通じて解決を図る「共助」の視点。

公助：公的なサービス

「自助」「互助」「共助」それぞれで解決が難しいことや、連携が必要なことなど、行政による公的なサービスや連携の体制整備などで解決を図る「公助」の視点。

1-3 地域福祉に関する近年の動向

(1) 社会福祉法の改正

これまでの制度では解決が難しい、個人や世帯が抱える様々な課題を地域で包括的に支援し、地域共生社会の実現を図るため、平成30(2018)年に社会福祉法の一部が改正・施行されました(「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」)。

この改正では「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念(第4条第2項)、市町村が包括的な支援体制づくりに努めること(第106条の3)、地域福祉計画の充実(第107条、108条)などが規定されました。

さらに、令和3(2021)年には、地域共生社会の実現に向けた動きをより強める法の一部改正・施行がされ(「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」)、地域福祉の推進の主体としての地域住民の位置づけ(第4条関係)、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、包括的な支援体制の整備に関する事項(第107条関係)や、そのために「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を計画・実施できること(第106条関係)、社会福祉法人等が社員となって福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う法人制度「社会福祉連携推進法人」の創設(第125条関係)などが規定されました。

(2) 群馬県の動向

群馬県は、社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画である「群馬県福祉プラン」の計画期間満了を受け、令和2(2020)年3月に、新たに令和6(2024)年度までの5か年計画として策定しました。

この計画では、「県民誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を基本理念として、人口減少・少子高齢化の進展など、地域社会が変化する中、「8050問題」や「ダブルケア」といった課題が顕在化している状況を踏まえ、人々が様々な課題を抱えながらも、それぞれの地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

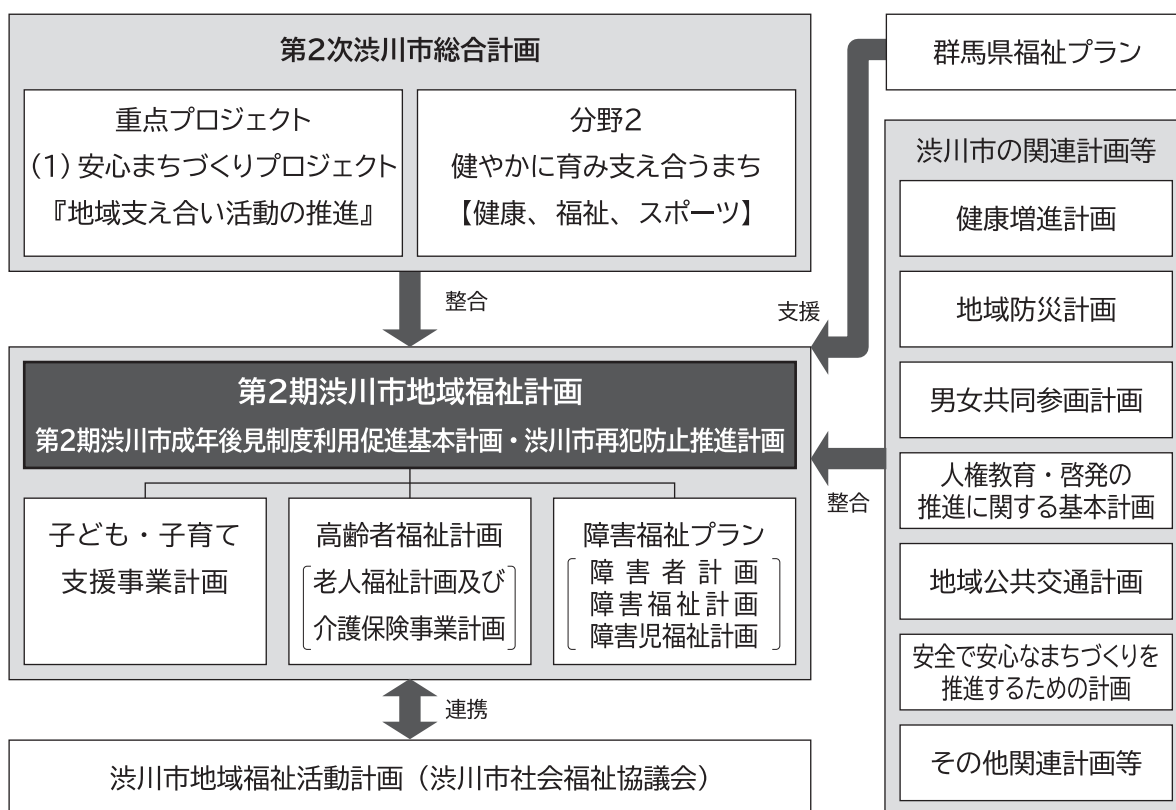
1-4 計画の位置づけ・地域福祉活動計画との関係

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として、地域福祉のあり方や、推進に向けた基本的な方向を定めるものです。

地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、その他の福祉において共通して取り組むべき事項を定める、福祉分野の「上位計画」に位置づけられます。

また、本市のまちづくりの方針を示す最上位計画である「第2次渋川市総合計画」（以下「総合計画」という。）に基づくとともに、関連する本市の各計画の取組や施策等との整合を図ります。



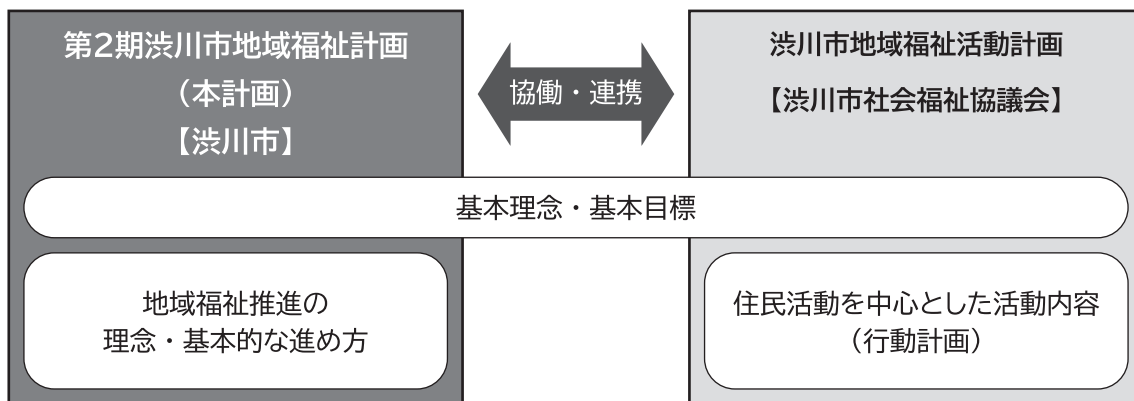
※本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものとして策定

(2) 地域福祉活動計画との関係

本市と渋川市社協は、生活課題の把握とその解決に向けて、相互に協働・連携した取組を推進しています。これを踏まえ、本計画と、渋川市社協が策定する「渋川市地域福祉活動計画」(以下「活動計画」という。)は、基本理念を共有し、整合を図ります。

本計画は、地域福祉を推進するための理念や基本的な進め方を示す計画です。活動計画は、地域福祉の向上に向けて、その中核的な役割を果たす渋川市社協及び市民が「福祉のまちづくり」を進めていくための具体的な活動内容を示す行動計画です。

本計画と活動計画の2つの計画の連携・連動によって、本市の地域福祉を推進します。



1-5 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年を計画期間とします。

なお、社会経済情勢の変化に合わせて、概ね5年を目途に中間見直しを行います。

計画名称	年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和15 (2033)	
総合計画		前期基本計画			後期基本計画				
地域福祉計画		第1期				第2期（本計画）			
子ども・子育て支援事業計画		第2期					第3期		
高齢者福祉計画 〔老人福祉計画・ 介護保険事業計画〕			高齢者福祉計画 〔老人福祉計画・ 第8期介護保険事業計画〕			高齢者福祉計画 〔老人福祉計画・ 第9期介護保険事業計画〕			
障害福祉プラン 〔障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画〕			第5期障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第6期 第7期 第3期			
成年後見制度利用促進基本計画		第1期				第2期			
再犯防止推進計画						第1期			
地域福祉活動計画 (澁川市社会福祉協議会)		第2次				第3次			

※計画名称、計画期間は令和5（2023）年度時点のもの

※成年後見制度利用促進基本計画の第2期、再犯防止推進計画の第1期は、令和6（2024）年度を始期とし、地域福祉計画と一体策定

1-6 SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年 9 月に国連において採択された、持続可能な開発目標であり、令和 12 (2030) 年までに目指すべき国際目標として、17 の目標が掲げられています。

本市では、総合計画において SDGs を位置づけ、17 の目標と各施策の対応を明示しており、本計画が該当する主要な施策「地域福祉の充実」では、特に以下の3つのゴールを位置づけています。

SDGs の目標である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、本計画でも各取組の方向性において、17 の目標すべてを見据えつつ、特に以下の3つのゴールの実現を見据えた推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



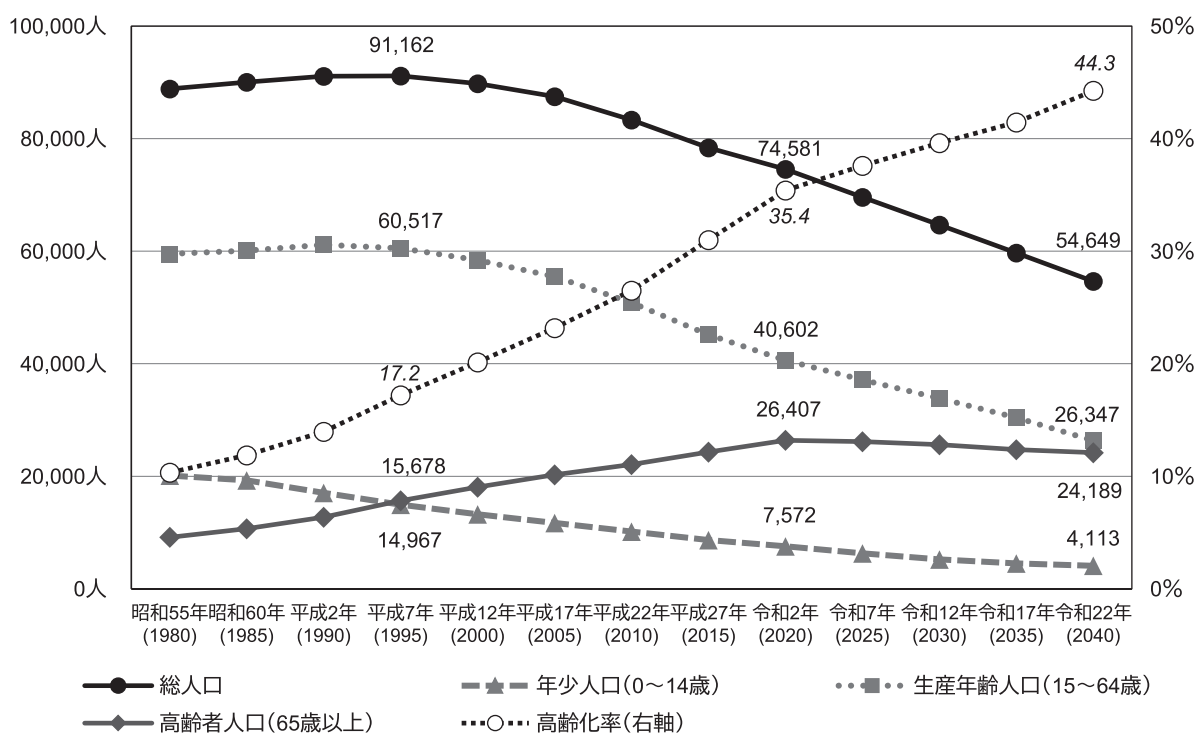
第2章 本市の地域福祉を取り巻く 現状と課題

2-1 統計からみる本市の現状

(1) 人口の将来推計

本市の総人口は、平成7（1995）年をピークとして減少傾向に転じており、推計によると、令和22（2040）年には約5万5,000人となり、平成7（1995）年時の約6割になるとされています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、令和2（2020）年をピークに、その後緩やかに減少するとされています。しかし、総人口に占める割合（高齢化率）はさらに高くなり、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年には44%以上になるとされています。

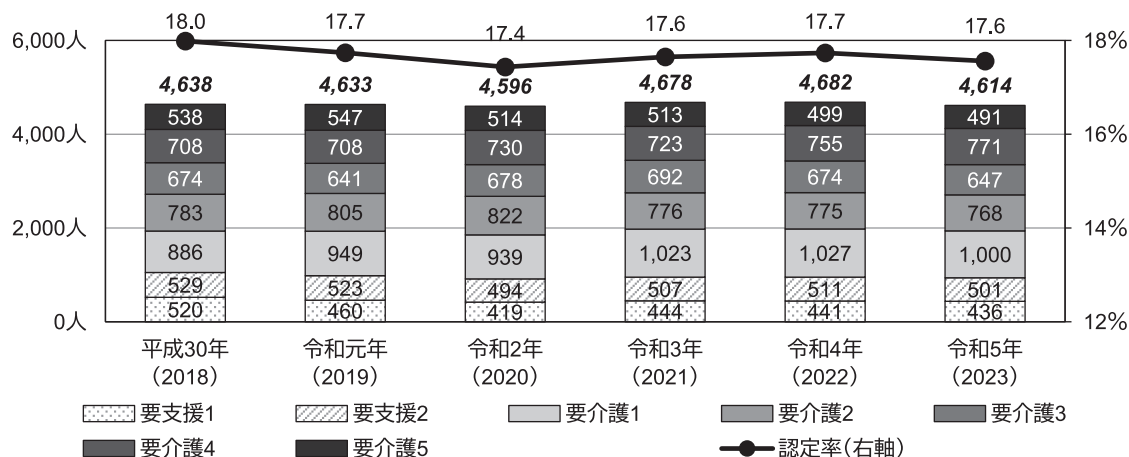


資料：令和2（2020）年までは総務省「国勢調査」、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

(2) 要支援・要介護認定者数、認定率

第1号被保険者*の要支援・要介護認定者数は4,600人前後で推移しています。認定者数を介護度別で見ると、要介護1が最も多く、次いで要介護2や要介護4が多くなっています。

第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）は、17～18%の間で推移しています。



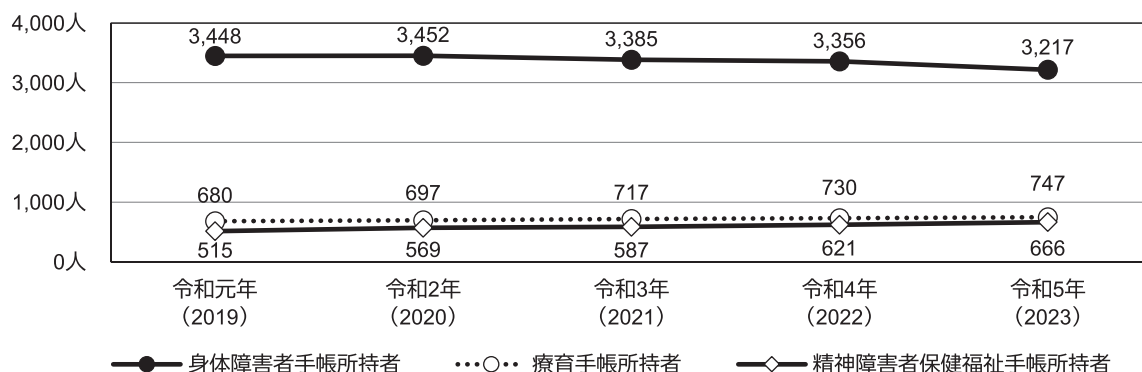
* 第1号被保険者：65歳以上の人

※認定者数は合計値を斜体太数字で表示

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月月報値）

(3) 障害者手帳*¹所持者数

身体障害者手帳*²所持者は3,000人台で微減傾向がみられる一方、療育手帳*³所持者は700人前後、精神障害者保健福祉手帳*⁴所持者は600人前後でそれぞれ微増傾向となっています。



*1 障害者手帳：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称。制度の根拠となる法律等がそれぞれ異なる。

*2 身体障害者手帳：身体の機能に一定以上の障害があると認められた人に交付される手帳

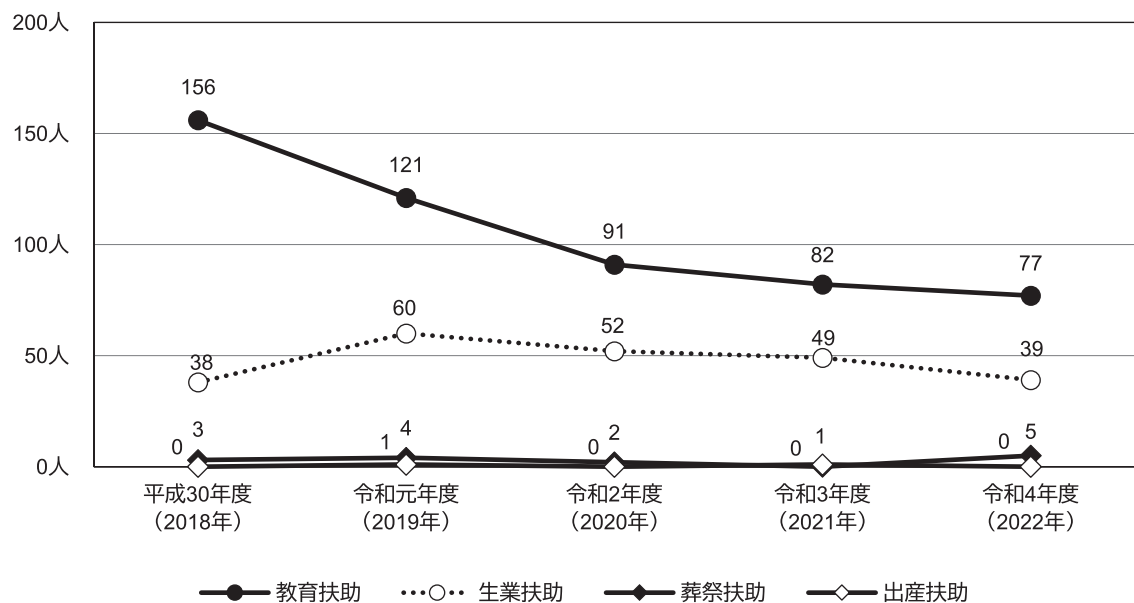
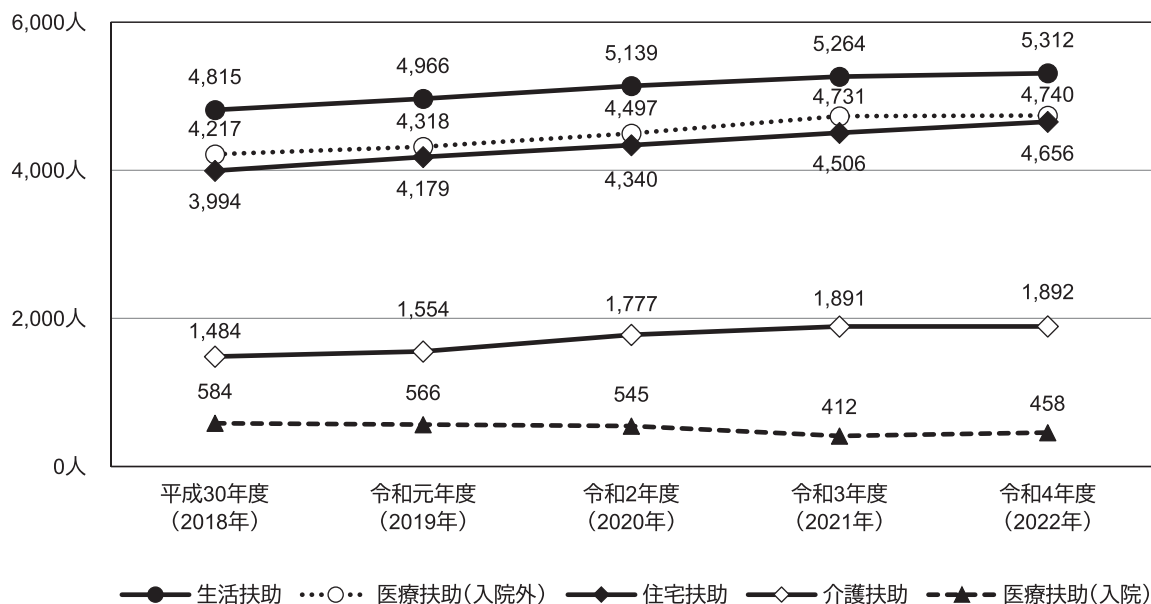
*3 療育手帳：知的障害があると判定された人に交付される手帳

*4 精神障害者保健福祉手帳：一定の精神障害の状態にあると認められた人に交付される手帳

資料：地域包括ケア課（各年3月31日現在）

(4) 生活保護法による扶助受給者数

義務教育を受けるために必要な学用品費を援助する「教育扶助」受給者数は減少傾向となっていますが、他の種類はいずれも横ばいまたは若干の増加傾向となっています。



資料：地域包括ケア課

2-2 市民意識調査

(1) 調査の概要

本計画の策定に向けて、市民の福祉施策への考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画策定にあたっての基礎資料とするため、渋川市と渋川市社協が合同で市民意識調査を実施しました。調査の概要を以下に示します。

調査地域	渋川市全域
調査対象	18歳以上の市民 3,000人
標本抽出	住民基本台帳から無作為に抽出(地区別・年代別・性別)
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	令和4(2022)年9月8日~9月30日
回収数(n)	1,113人(回収率 37.1%)

なお、調査結果について、設問によって、平成29(2017)年度に実施した調査結果(配布数 3,000人、回収数 1,069人、回収率 35.6% 以下「前回調査」と表示)をあわせて示します。

(2) 主な調査結果

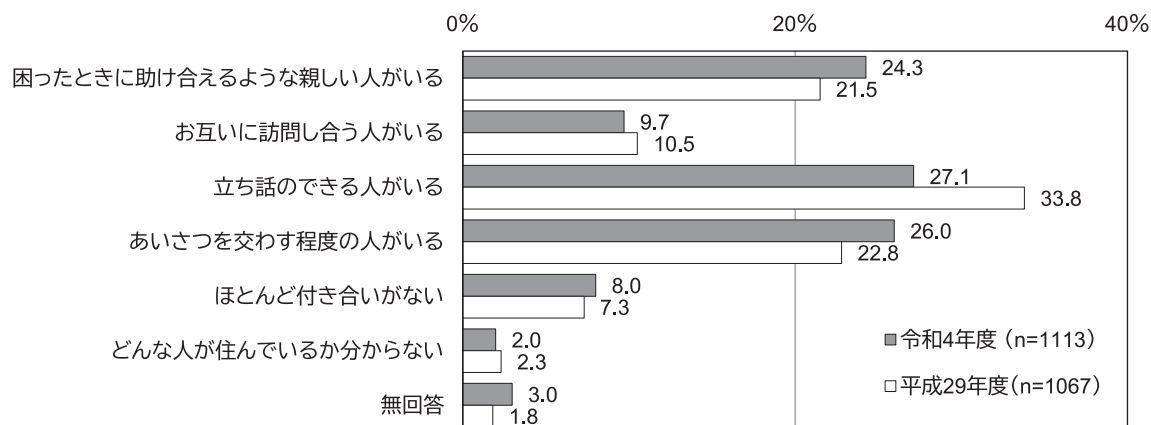
【地域でともに支え合う生活のために】

① 周囲の人との現在の付き合い方

現在周囲にお住まいの人とどのような付き合いをしていますか。(1つに○)

○「立ち話のできる人がいる」(27.1%)、「あいさつを交わす程度の人がある」(26.0%)が約3割で比較的高くなっています。

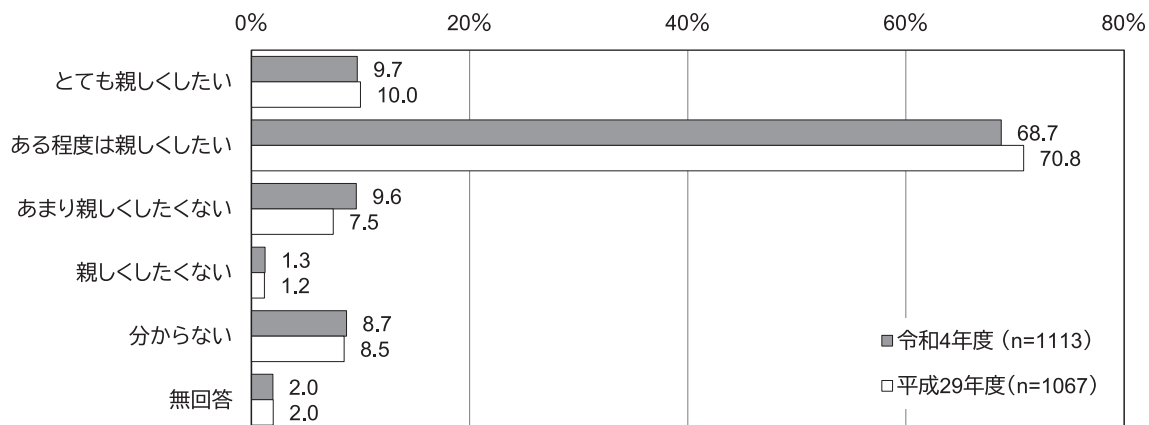
○前回調査と比較すると、「立ち話のできる人がいる」は前回(33.8%)より6.7ポイント低くなっています。



②周囲の人との今後希望する関わり方

今後周囲にお住まいの人との関わりをどのようにしたいですか。(1つに○)

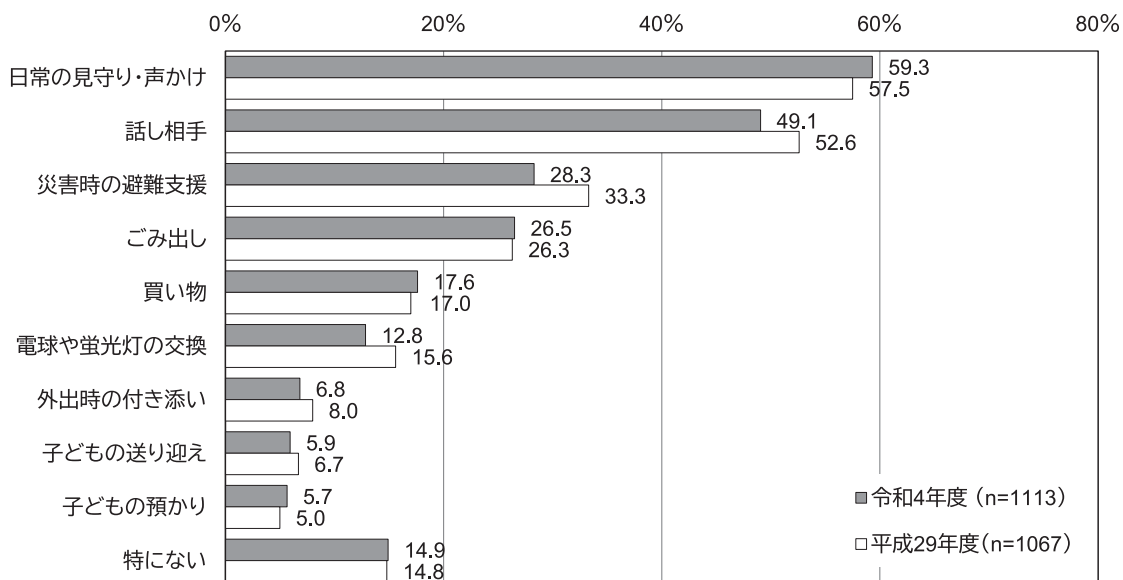
- 「ある程度は親しくしたい」(68.7%)が約7割で特に高くなっています。
- 「とても親しくしたい」「ある程度は親しくしたい」を合わせると、約8割(78.4%)となっています。



③周囲の人が困っている時にできること

あなたの周囲にお住まいの人が困っている時に、あなたができるのはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

- 「日常の見守り・声かけ」(59.3%)が約6割で最も高く、次いで「話し相手」(49.1%)が約5割となっています。

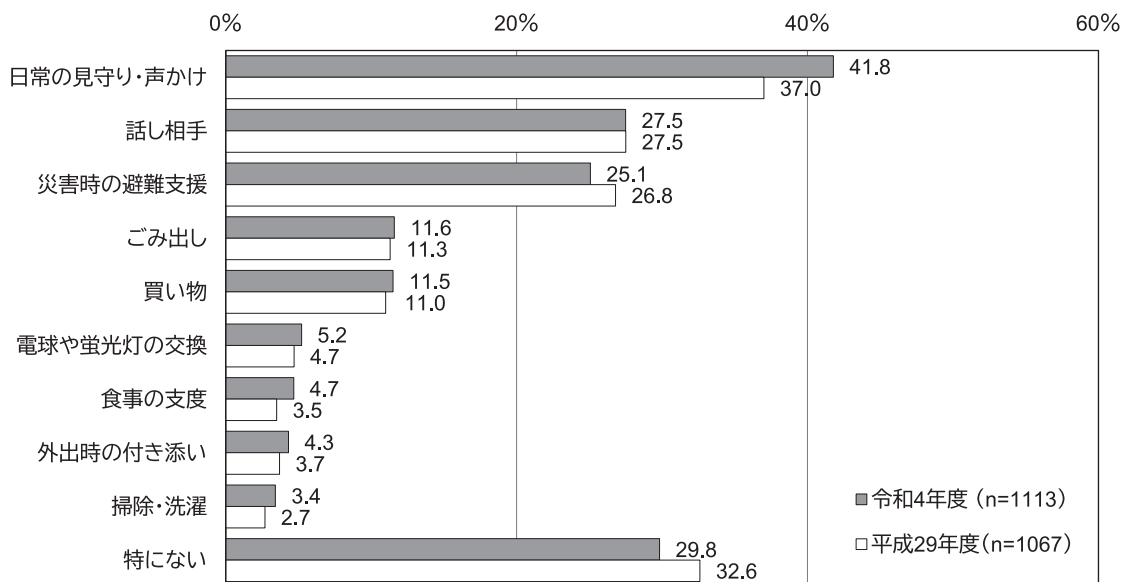


※上位10項目を表示

④困っている時に周囲の人にしてもらいたいこと

あなたが困っている時に、周囲にお住まいの人にしてもらいたいことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

○「日常の見守り・声かけ」(41.8%)が4割以上で最も高く、次いで「特にない」(29.8%)、「話し相手」(27.5%)が約3割となっています。

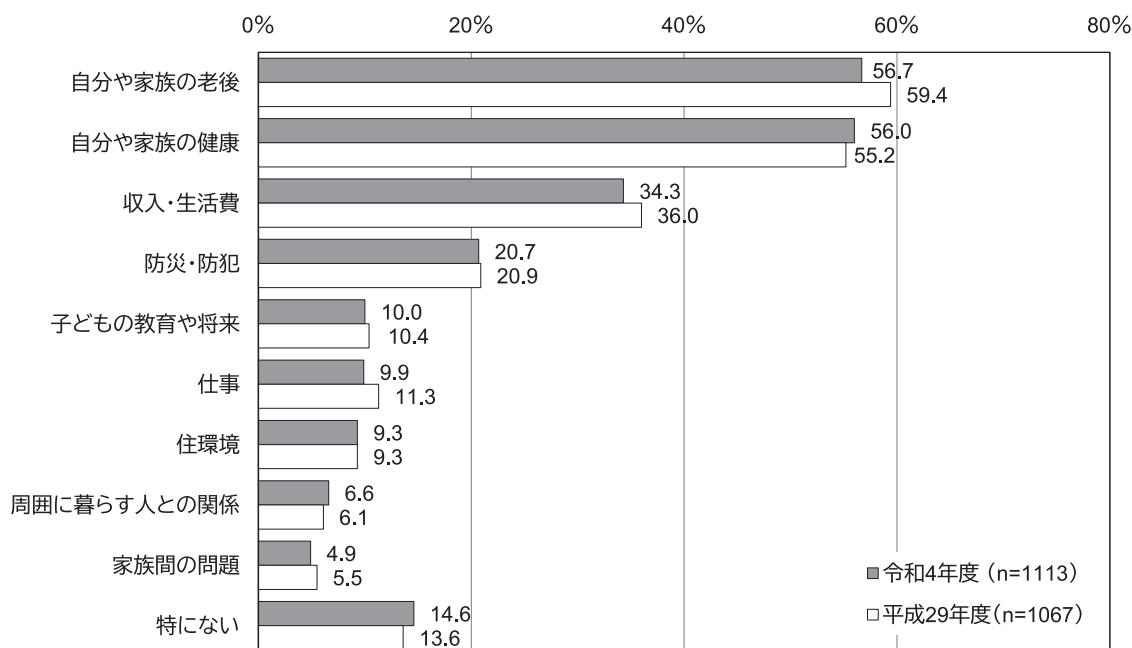


※上位10項目を表示

⑤日常生活での不安

あなたは日常生活で不安を感じることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

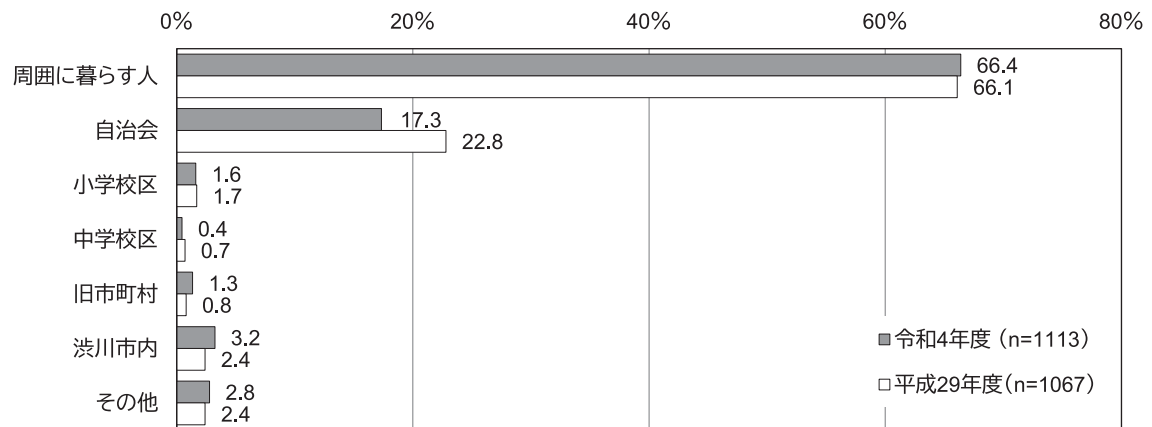
○「自分や家族の老後」(56.7%)、「自分や家族の健康」(56.0%)が5割以上で同程度に高く、次いで「収入・生活費」(34.3%)が3割以上となっています。



⑥住民同士が助け合える範囲

住民同士がお互いに助け合えるのは、どの範囲だと思いますか。(1つに○)

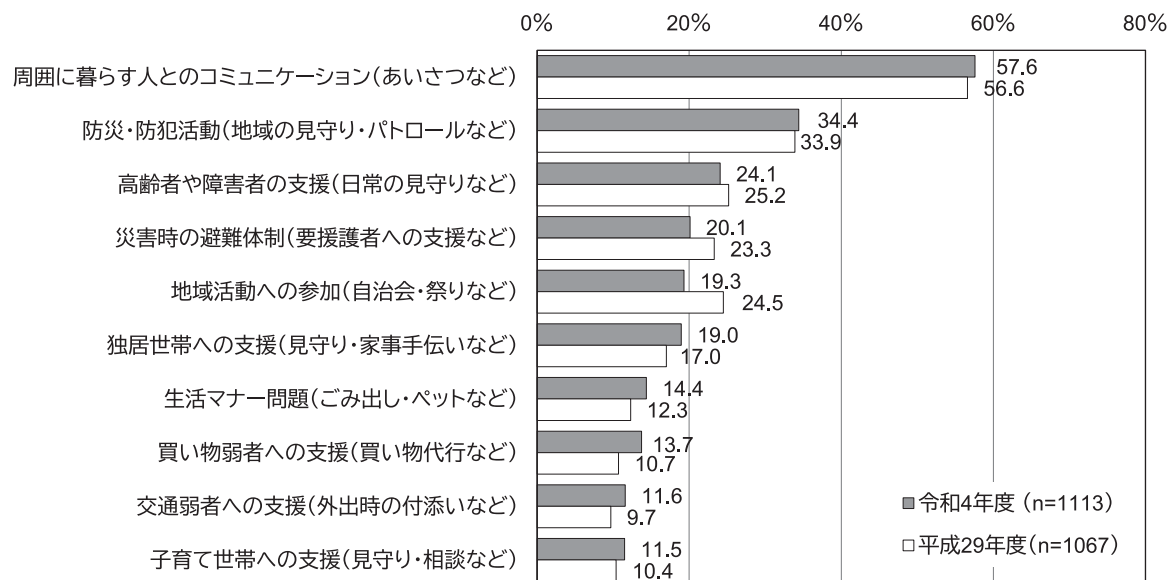
○「周囲に暮らす人」(66.4%)が6割以上で特に高く、次いで「自治会」(17.3%)が約2割となっています。



⑦だれもが安心して生活するために地域で取り組むべき課題

今後、地域のだれもが安心して生活するために、特に地域で取り組むべき課題は、どのようなものがあると思いますか。(上位3つまでに○)

○「周囲に暮らす人とのコミュニケーション(あいさつなど)」(57.6%)が約6割で最も高く、次いで「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」(34.4%)が3割以上となっています。

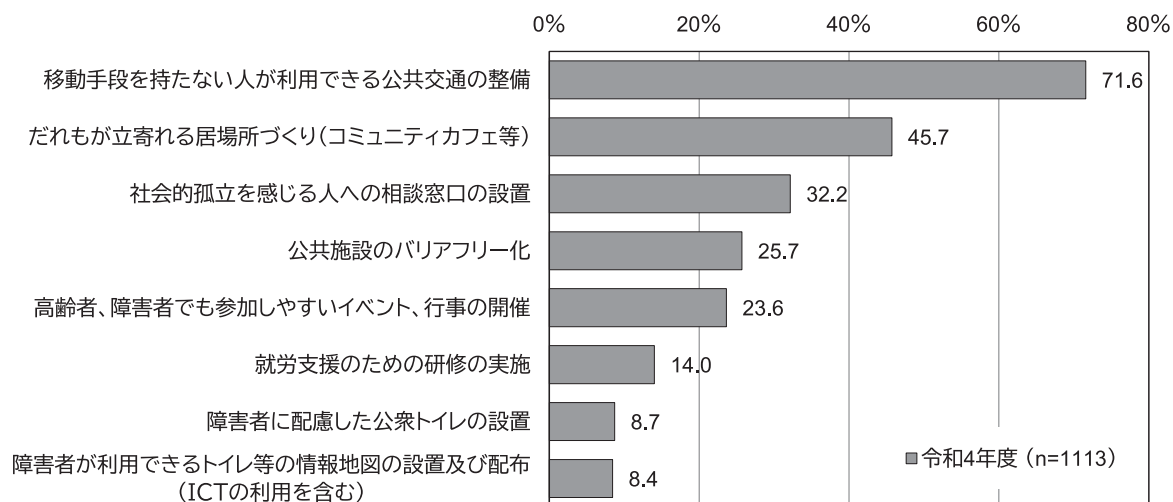


※上位10項目を表示

⑧だれもが安心して生活するために渋川市に必要なもの

今後、地域のだれもが安心して生活するために、渋川市に必要なものには、どのようなものがあると思いますか。(上位3つまでに○)

○「移動手段を持たない人が利用できる公共交通の整備」(71.6%)が7割以上で最も高く、次いで「だれもが立寄れる居場所づくり(コミュニティカフェ等)」(45.7%)が4割以上となっています。



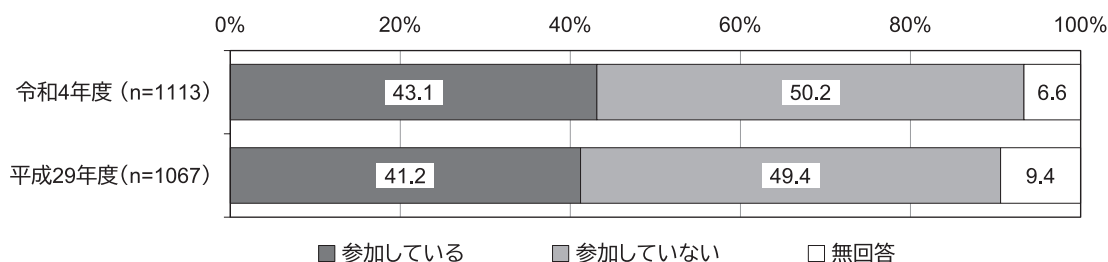
※上位8項目を表示。前回調査なし

【地域活動・ボランティア活動について】

①地域活動への参加状況

現在、地域活動(自治会・子ども会育成会など)に参加していますか。(1つに○)

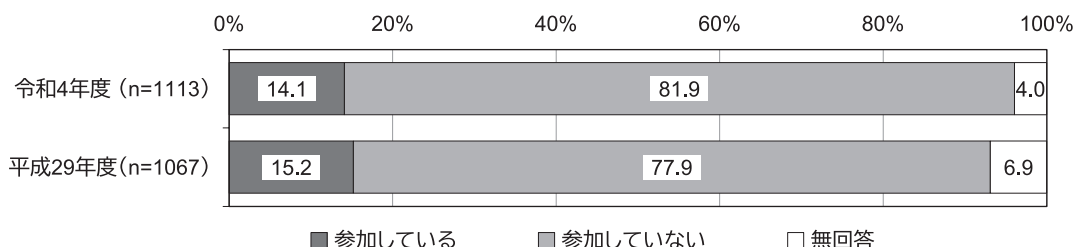
○「参加していない」(50.2%)が5割以上、次いで「参加している」(43.1%)が4割以上となっています。



② ボランティア活動への参加状況

現在、ボランティア活動に参加していますか。(1つに○)

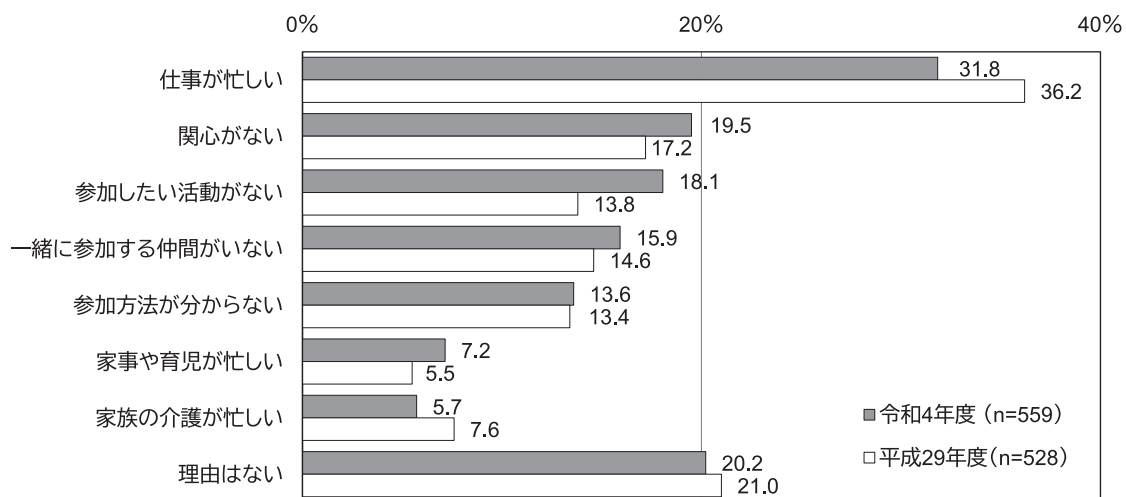
○「参加していない」(81.9%)が8割以上、次いで「参加している」(14.1%)が1割以上となっています。



③ 地域活動に「参加していない」理由

地域活動に参加していない理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

○「仕事が忙しい」(31.8%)が3割以上で最も高く、次いで「理由はない」(20.2%)、「関心がない」(19.5%)、「参加したい活動がない」(18.1%)が約2割で同程度となっています。

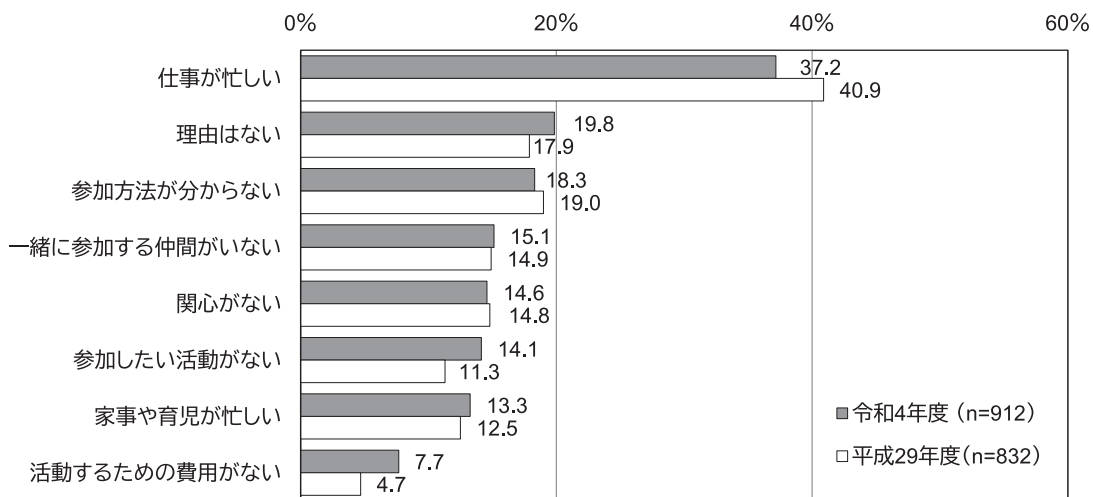


※上位8項目を表示

④ ボランティア活動に「参加していない」理由

ボランティア活動に参加していない理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

○「仕事が忙しい」(37.2%)が約4割で最も高く、次いで「理由はない」(19.8%)、「参加方法が分からない」(18.3%)が約2割で同程度となっています。

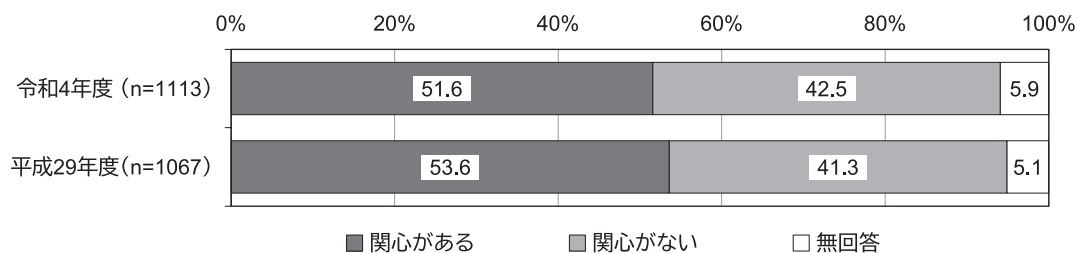


※上位8項目を表示

⑤ ボランティア活動への関心

ボランティア活動に関心がありますか。(1つに○)

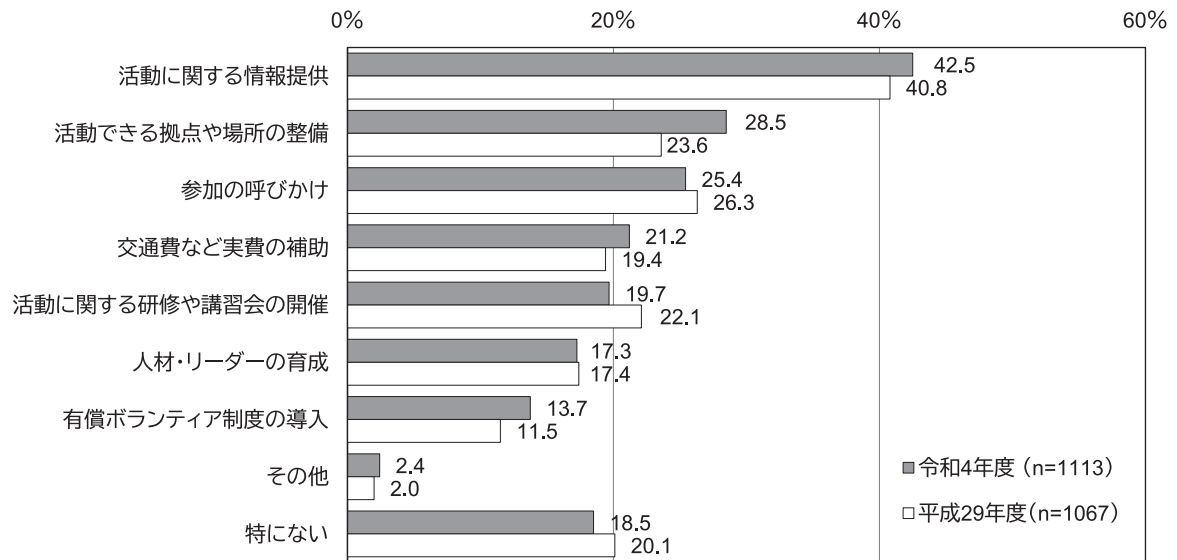
○「関心がある」(51.6%)が5割以上、次いで「関心がない」(42.5%)が4割以上となっています。



⑥活動するうえで行政・社会福祉協議会に支援してほしいこと

地域活動やボランティア活動に参加するうえで、行政または社会福祉協議会に支援してほしいことを教えてください。（あてはまるものすべてに○）

○「活動に関する情報提供」（42.5％）が4割以上で最も高く、次いで「活動できる拠点や場所の整備」（28.5％）が約3割となっています。

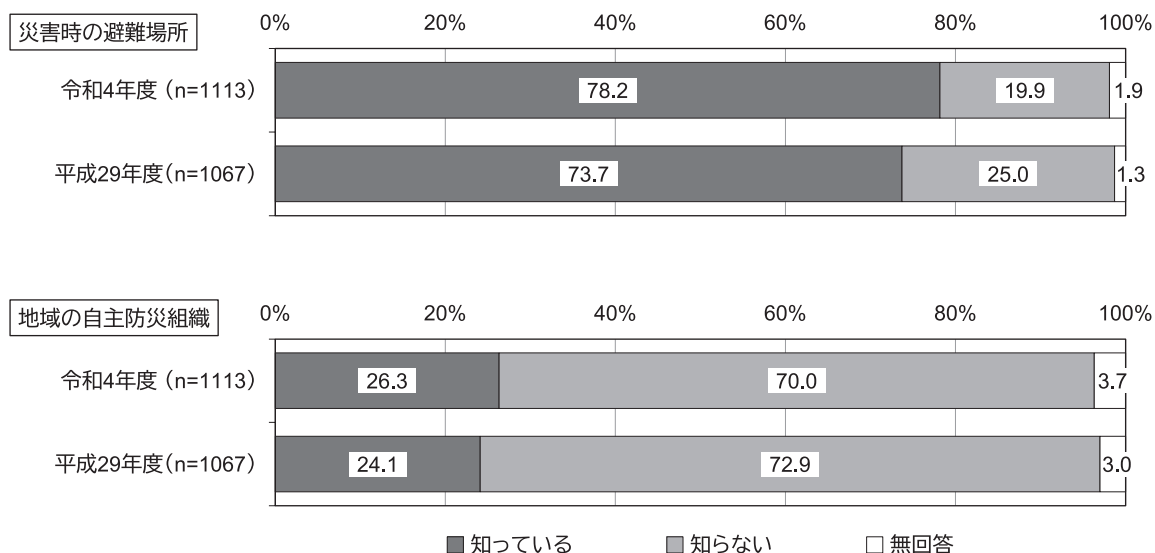


【地域での防災について】

①災害時の避難場所・地域の自主防災組織の認知度

災害時の避難場所を知っていますか。(1つに○)
 地域の自主防災組織を知っていますか。(1つに○)

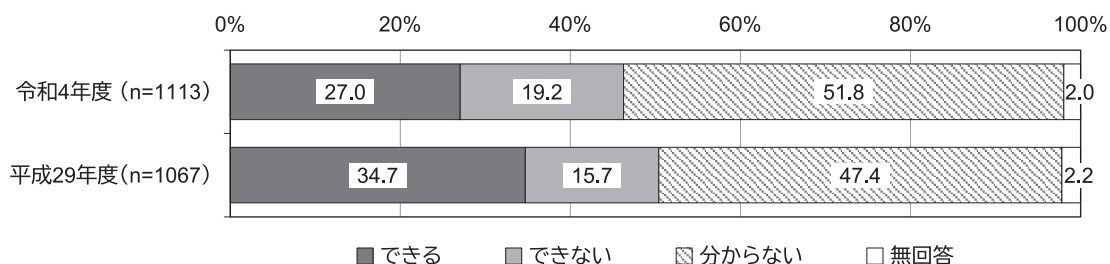
○災害時の避難場所は「知っている」(78.2%)が約8割、地域の自主防災組織は「知らない」(70.0%)が7割以上となっています。



②周囲に暮らす人の中で災害時に避難支援が必要な人への手助けの可否

周囲に暮らす人で、災害時に避難支援が必要な人の手助けができますか。(1つに○)

○「分からない」(51.8%)が5割以上で最も高く、次いで「できる」(27.0%)が約3割となっています。



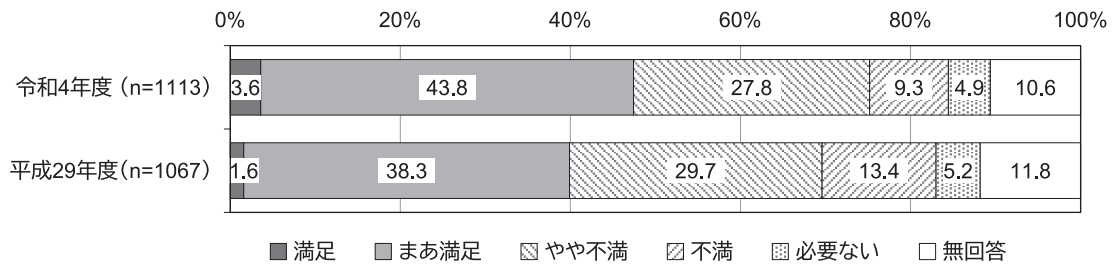
【福祉に関する情報について】

①福祉情報の満足度

福祉の情報についてどの程度満足していますか。(1つに○)

○「まあ満足」(43.8%)が4割以上で最も高く、「満足」「まあ満足」を合わせると約5割(47.4%)となっています。

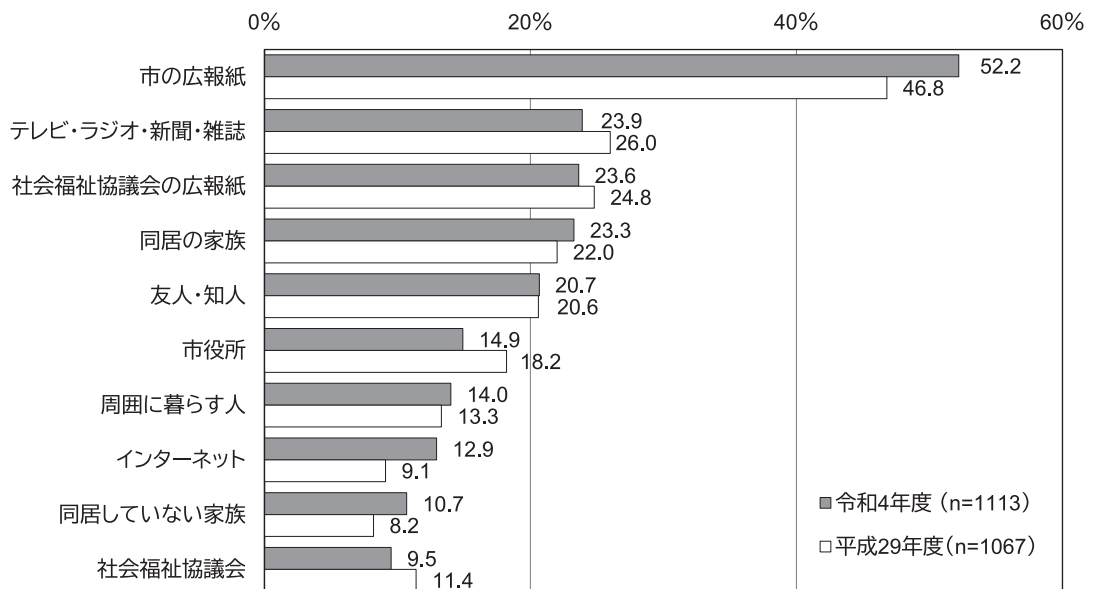
○前回調査と比較すると、「満足」「まあ満足」を合わせた値は前回(39.9%)より7.5ポイント高くなっています。



②福祉情報入手先

福祉の情報をどこから得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

○「市の広報紙」(52.2%)が5割以上で最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」(23.9%)、「社会福祉協議会の広報紙」(23.6%)など4項目が2割以上となっています。



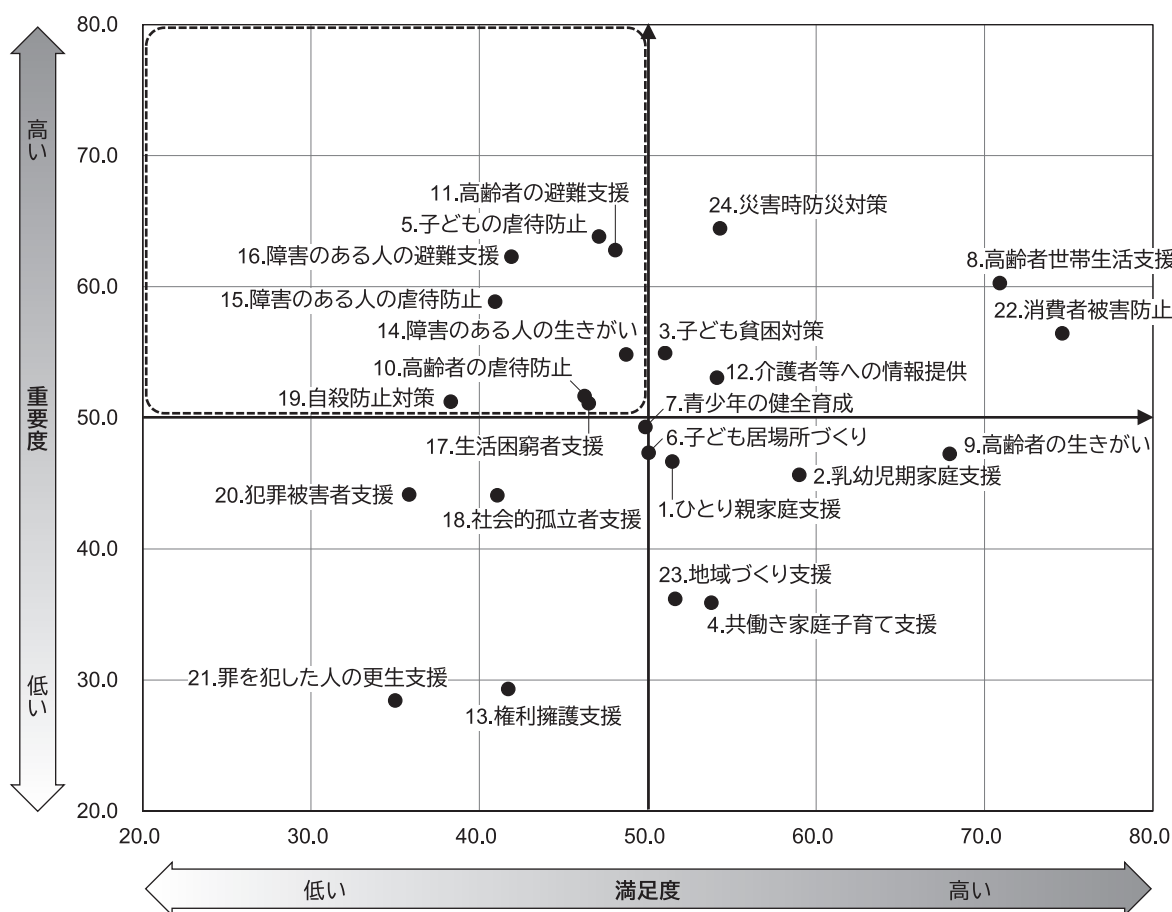
※上位10項目を表示

【福祉に関する施策等について】

①市による福祉施策の重要度・満足度

渋川市の施策に関してあなたが感じる重要度・満足度を教えてください。
(それぞれ番号に○)

- 各施策*1の重要度と満足度を点数化し、偏差値化*2した散布図をみると、重要度が高い一方、満足度が低い、優先的に取り組むことが期待される施策群として、「15.障害のある人への虐待防止対策」「16.災害時における障害のある人への避難誘導支援」など、障害のある人に関する施策が多くみられます。
- 「5.子どもへの虐待防止対策」「11.災害時における高齢者への避難誘導支援」「19.自殺防止対策」なども上記施策群に該当しています。
- 重要度、満足度のいずれも高い施策群には「8.高齢者世帯の生活支援」「22.消費者被害の防止」などが該当しています。

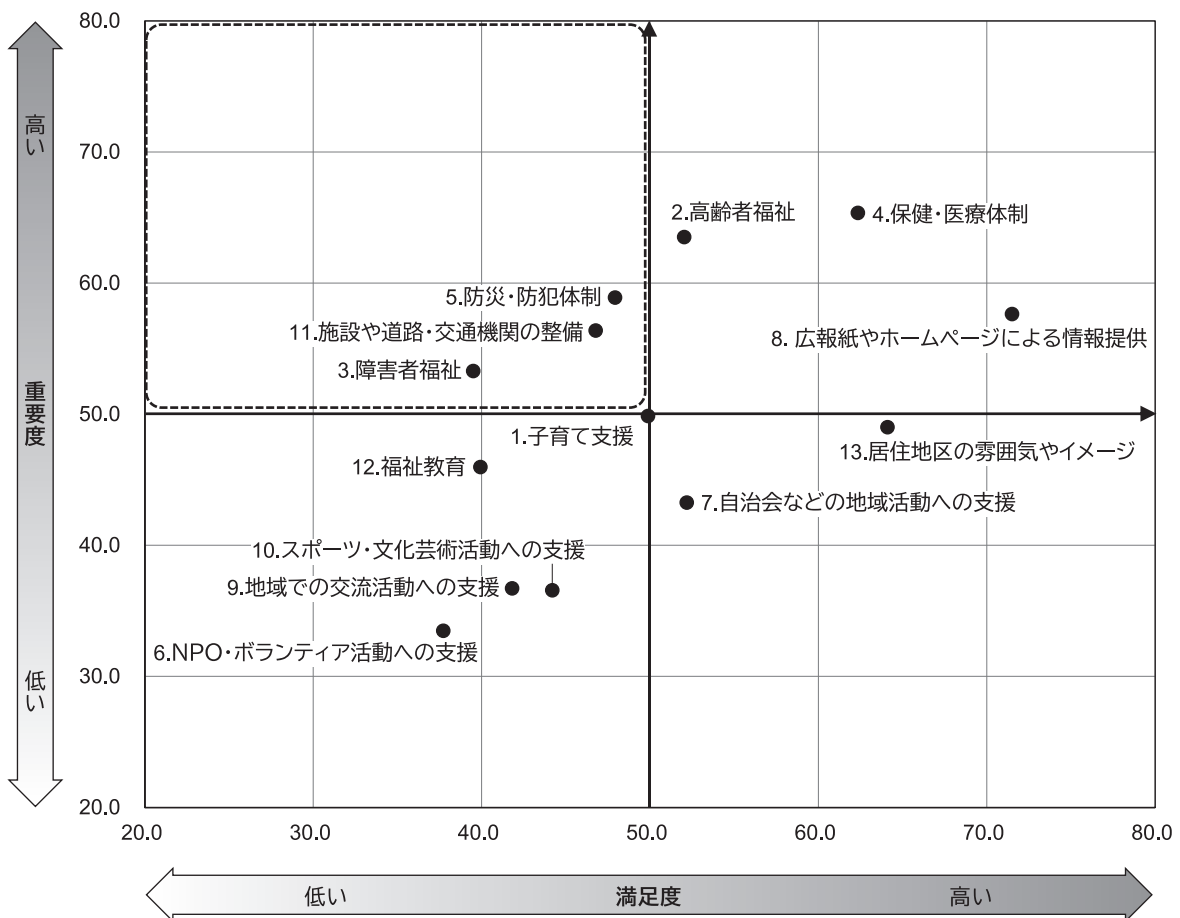


*1 各施策：図中の各施策名は表現を省略して表示
 *2 点数化・偏差値化：「重要」「満足」を100点、「まあ重要」「まあ満足」を75点、「あまり重要ではない」「やや不満」を50点、「重要ではない」「不満」を25点、「分からない」を0点として点数化し（無回答を除く）、偏差値化したもの。値が高いほど重要度・満足度が高いと考えられる

②行政及び市社協による地域福祉施策の重要度・満足度

行政及び渋川市社会福祉協議会の地域福祉に関する施策について、現状の評価（満足度）と今後の重要性（重要度）を教えてください。（それぞれ番号に○）

- 各施策*1の重要度と満足度を点数化し、偏差値化*2した散布図をみると、重要度が高い一方、満足度が低い、優先的に取り組むことが期待される施策群として、「3.障害者福祉」「5.防災・防犯体制」「11.施設や道路・交通機関の整備」が該当しています。
- 重要度、満足度のいずれも高い施策群には「4.保健・医療体制」「8.広報紙やホームページによる情報提供」などが該当しています。



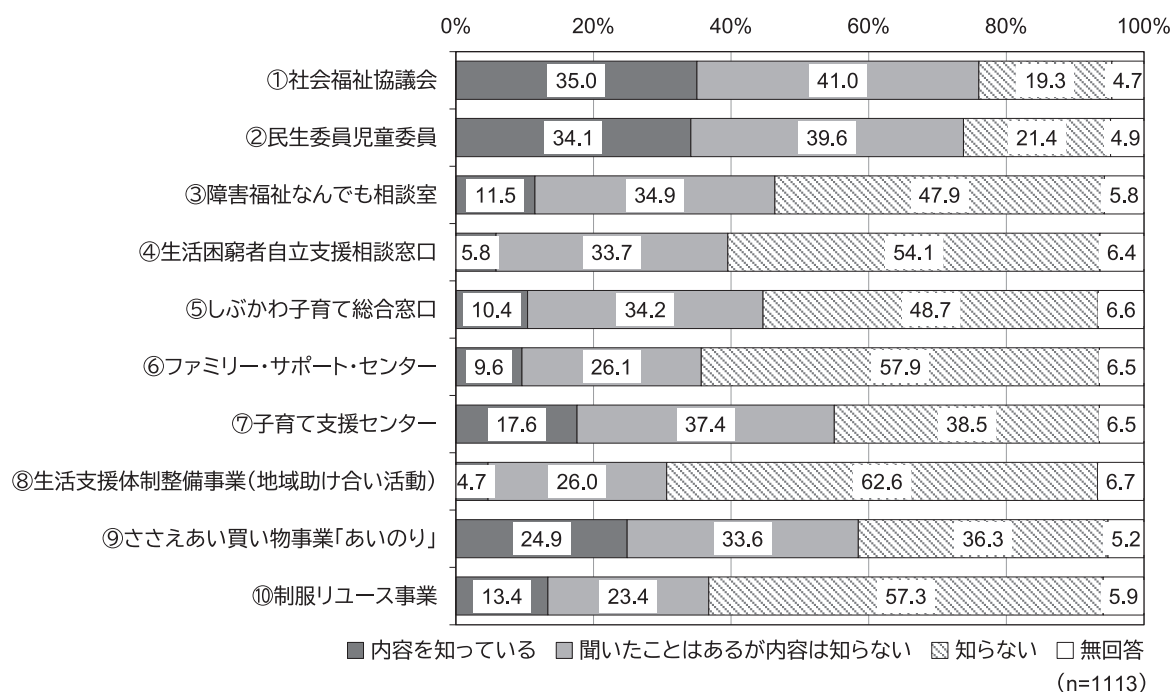
*1 各施策：図中の各施策名は表現を省略して表示

*2 点数化・偏差値化：「重要」「満足」を100点、「まあ重要」「まあ満足」を75点、「あまり重要ではない」「やや不満」を50点、「重要ではない」「不満」を25点、「分からない」を0点として点数化し（無回答を除く）、偏差値化したもの。値が高いほど重要度・満足度が高いと考えられる

③行政や社会福祉協議会の取組・組織などの認知度

地域福祉に関わりのある行政及び渋川市社会福祉協議会の取組・組織についてご存じですか。(それぞれ番号に○)

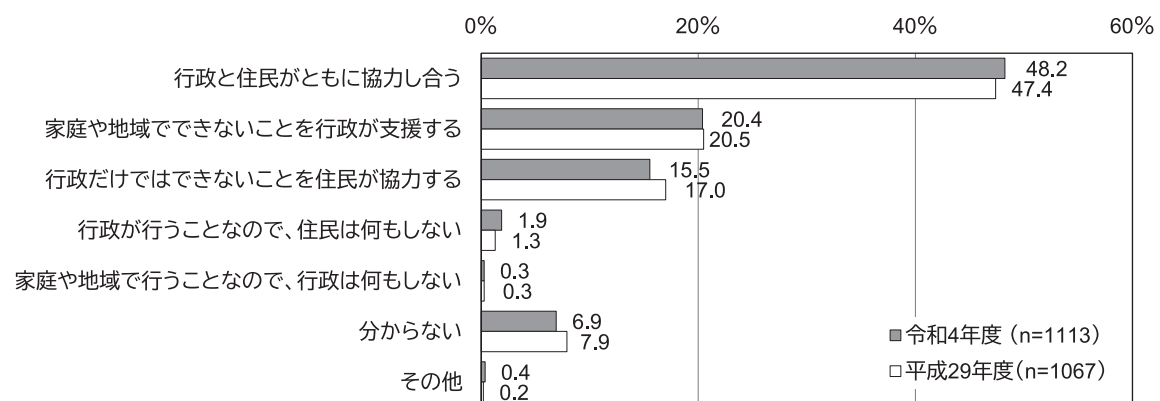
- 「内容を知っている」は、「①社会福祉協議会」(35.0%)、「②民生委員児童委員」(34.1%)が3割以上で比較的高くなっています。
- 「知らない」は、「⑧生活支援体制整備事業(地域助け合い活動)」(62.6%)が6割以上で最も高く、次いで「⑥ファミリー・サポート・センター」(57.9%)、「⑩制服リユース事業」(57.3%)が約6割となっています。



④地域福祉を進めるうえでの行政と地域住民のあるべき関係

地域福祉を進めて行くうえで、行政と地域住民の関係は、基本的にどのような関係にありたいと思いますか。(1つに○)

- 「行政と住民がともに協力し合う」(48.2%)が5割以上で最も高く、次いで「家庭や地域でできないことを行政が支援する」(20.4%)が2割以上となっています。



2-3 関係団体との意見交換

(1) 実施の概要

本計画の策定に向けて、地域福祉に関係する分野で活動する団体・機関における地域福祉の推進に向けた課題等を把握し、計画策定にあたっての基礎資料とするため、意見交換会を実施しました。実施の概要を以下に示します。

実施対象	保護司会、人権擁護委員協議会、市内各地区の民生委員児童委員協議会など地域福祉に関係する12団体・機関
実施期間	令和4(2022)年8月4日～9月9日

(2) 主な意見

①子ども・子育てに関すること

- 子育て世代の交流機会の確保、相談窓口の情報提供、相談対応の一本化
- 不登校や生活困窮世帯の子ども、ヤングケアラーへの対応 など

〈主な意見〉

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、子育て世代の交流の機会が減少している
- ・子どもたちが遊んだり、親たちが交流できる場所(公園・広場)がない
- ・子育ての不安に関する相談窓口の情報提供や、窓口の一本化など検討してほしい
- ・他自治体の施策等を参考に、子育て世代が魅力を感じたり、転入してくるような事業をしてほしい
- ・保育所に子どもを預けるための親の就労条件が厳しい
- ・不登校の児童生徒が、学校に通えないことで学習に遅れが出ないか心配。また、生活困窮世帯の子どもの学習環境の整備も重要
- ・家事を手伝うことで学校に行けないような、ヤングケアラーと呼ばれる子どもがおり、その家庭への接触や対応などが難しい

②高齢者・障害のある人に関すること

- 高齢者や障害のある人の日常生活のサポート、支援やサービスの周知・啓発
- 認知症の高齢者、障害のある人やその家族への相談・支援体制の充実 など

〈主な意見〉

- ・介護保険や配食サービスの利用など、行政に甘えては悪いという意識からサービスを利用しない高齢者もいる。自分が利用対象でないと思っている人もおり、啓発・周知が求められる
- ・独居高齢者にとってゴミ出しが煩雑。地区の道路清掃なども負担になることがある
- ・スマートフォンやインターネットなどデジタル化が進んでいるが、高齢者の活用に関するサポートも進めてほしい
- ・高齢者を対象とした補助事業は、経済状況等も踏まえ、使いやすい仕組みにしてほしい
- ・配食(生活援助食事サービス)について、柔軟に対応してくれている
- ・認知症高齢者や、精神障害、知的障害のある人、その家族などの相談・支援体制の充実

③移動・外出環境に関すること

- 居住地の状況に応じた高齢者等の移動手段の確保、サービスの周知と利用促進
- 健康診査、医療機関などへの移動手段の確保

〈主な意見〉

- ・高齢者の移動補助であるタクシー券の利用は、使いやすくなるよう改善されているが、地域によっては、移動距離も長く、既存の補助だけでは対応できない場合もある
- ・移動支援や買い物支援の事業など、まだ知らない人も多いので PR や情報提供を進めてほしい
- ・高齢者の運転について、免許返納が話題になるが、返納を行うと日常生活に様々な支障が生じるため、返すに返せない人もいる
- ・以前は住民健診が各地の集会所単位で受診できたが、現在は保健センターへ集約されている。健診を受診するにも移動手段の確保が難しい

④団体活動の支援や協働に関すること

- 地域福祉を支える自治会、市民による活動団体の支援
- 団体間の連携、活動の担い手の確保、人材育成の支援 など

〈主な意見〉

- ・団体活動のスキルアップや意識醸成を目的とした研修会等があるとよい
- ・同じ団体で地区ごとに支部が分かれている場合など、横のつながりも意識し、支部ごとにお互いの情報交換を密に行うことで活動の充実につながるのでは
- ・団体の活動のため、行政、関係機関との連携・情報共有が求められる
- ・高齢化によるボランティア活動の減少傾向や、人口減少による地域団体の担い手不足

⑤福祉全般に関すること

- 制度の狭間などに対応できる支援、婚活支援、引きこもりへの相談
- 家庭内DV等の未然防止のための対策、女性の権利擁護の推進 など

〈主な意見〉

- ・様々な事情で生活保護から外れた、または受給が難しい人でも、生活が苦しい人達がいる。そういった人たちへの支援も必要ではないか
- ・40～50代でひきこもりなどの悩みを抱える人の相談窓口があるとよい
- ・独身者が増加していると聞くと、何か対策はできるのか
- ・家庭内DV等が原因でひとり親家庭になる場合もある。あらかじめ防止するための支援や、女性の権利擁護に関する対策も必要ではないか

2-4 第1期計画の評価

令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間を計画期間とする「第1期計画」（中間見直し版）では、4つの基本目標と12の施策の柱を設定し、27の施策と関連する66の「主な取組」を推進してきました。

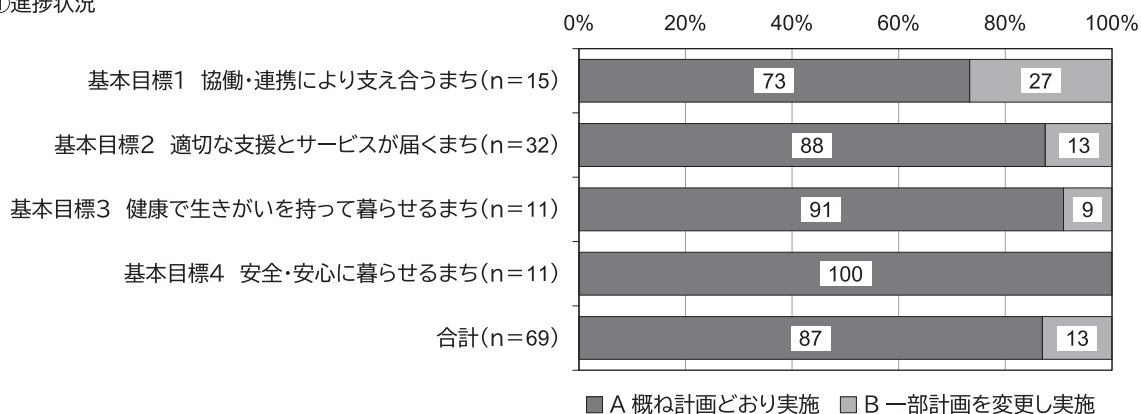
66の「主な取組」それぞれに関連する69の主な事業*を抽出し、事業の「①進捗状況」と「②今後の方向性」について、担当部署による評価を実施しました。

その結果、全69事業のうち、①進捗状況は、60事業（87%）が「A 概ね計画どおり実施」、②今後の方向性は、全69事業（100%）が「継続」とされました。なお、①進捗状況の「C 過年度に事業終了」、②今後の方向性の「拡充」「縮小」「廃止」「未定」の事業はみられませんでした。

事業数(件)	①進捗状況				②今後の方向性					
	A 概ね計画どおり実施	B 一部計画を変更し実施	C 過年度に事業終了	合計	拡充	継続	縮小	廃止	未定	合計
基本目標1 協働・連携により支え合うまち	11	4	0	15	0	15	0	0	0	15
基本目標2 適切な支援とサービスが届くまち	28	4	0	32	0	32	0	0	0	32
基本目標3 健康で生きがいを持って暮らせるまち	10	1	0	11	0	11	0	0	0	11
基本目標4 安全・安心に暮らせるまち	11	0	0	11	0	11	0	0	0	11
合計	60	9	0	69	0	69	0	0	0	69

※太文字数字は、各基本目標において、①進捗状況、②今後の方向性で最も件数が多い値

①進捗状況



*69の主な事業：66の「主な取組」のうち63は主な事業が1件、3は主な事業が2件

2-5 本市の地域福祉課題

統計データ、市民や関係団体の意識やニーズ、第1期計画の評価などからみえてきたことを踏まえ、本市の地域福祉の課題を以下に整理します。

(1) 「自助」と「互助」による支え合いの強化

- 市民一人ひとりが主体となり地域課題に関心を持つとともに、地域に暮らす人同士が、日頃からあいさつや「日常の見守り・声かけ」などのコミュニケーションをとり、地域全体で助け合う関係を日常の中で構築することが求められています。
- 人口減少や少子化・高齢化の影響、定年延長といった働き方の変化などにより、地域団体等においても、高齢化や担い手不足、新型コロナウイルス感染症の影響による活動減少など、活動の維持や継続が課題となっており、それぞれの状況を踏まえた活動体制の確保が求められています。
- 市民が地域活動やボランティア活動に関心を持ち、無理なく参加できるよう、情報提供や環境整備、活動に関する研修等の実施や人材確保・育成が求められています。

(2) 「共助」「公助」による支援体制づくり

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、生活課題を抱えつつも既存の制度の対象となりにくい人などについて、分野横断的な相談・支援や、行政、住民、関係団体などが連携した継続的な支援の体制など、地域全体で包括的に対応することが求められています。
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員など、地域福祉を支える機関・団体との連携・協働により、支援が必要な人に気づき、適切な支援に円滑につなぐ体制づくりが求められています。
- 子育て世帯を対象とする交流機会の確保、相談窓口の情報提供や、高齢者や障害のある人への日常生活のサポート、介護保険、自立支援などの公的サービスの周知・啓発が求められています。

(3) 安全・安心な暮らしの確保

- 自然災害の激甚化・頻発化が危惧される中、高齢者や障害のある人への「災害時の避難誘導支援」が重要視されており、防災意識の向上や日常的な見守り、避難情報の周知、災害時の要支援者への対応など、非常時に備えた地域全体での体制づくりが求められています。
- 地域の安全につながる取組として、住民同士のあいさつ、声かけや、見守り・パトロールなどといった防犯・防災活動のほか、居場所や相談場所の確保などが求められています。
- 住み慣れた地域で健康な暮らしを送れるよう、心身の健康づくりや疾病予防への取組の促進が求められています。
- 高齢者や障害のある人などが、外出しやすい環境整備のため、公共交通機能の充実や移動手段の確保が求められています。

(4) 権利擁護の推進

- 女性、子ども、高齢者、障害のある人などに対する虐待や暴力、地域社会や職場など様々な場面における差別をさせない地域づくりと、そのための取組が求められています。
- 認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人などが、住み慣れた地域で尊厳ある本人らしい暮らしを続けられるよう、権利擁護を支援する体制の整備や、成年後見制度、相談窓口の普及促進が求められています。
- 犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう、関係機関などとの連携による支援や、環境整備が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 基本理念

これまでの地域福祉施策の継続性や持続性、上位計画である総合計画との整合性などを踏まえ、今後10年間の本市の地域福祉をさらに推進し、地域共生社会の実現を目指すための基本的な考え方として、基本理念を以下のとおり定めます。

支え合う より良い福祉の まちづくり
～やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち～

3-2 基本目標

基本理念に基づき、以下の3つを本計画の基本目標とします。

基本目標1 人々が支え合う地域づくり

市民、地域で活動する組織や団体、社会福祉協議会、行政などが、互いに協力・連携を図りながら、支え合う仕組みや体制の充実を図るとともに、地域福祉を支える人材の育成と活用を促進します。

基本目標2 支援につながる地域づくり

地域で生活するうえで、支援を必要としている人が、適切な支援やサービスを受けることができるよう、既存の制度や仕組みを活用しつつ、包括的・分野横断的な支援体制の構築を推進します。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

地域に暮らす人々が、お互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることができる共生社会を目指し、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしが続けられるよう、各分野の取組の推進・充実を図ります。

3-3 計画の体系

基本理念に基づく3つの基本目標、基本目標を達成するために取り組む12の施策の柱と、それに対応する主要な施策を以下のように設定し、本計画の推進を図ります。

基本目標	施策の柱	施策
1 人々が支え合う地域づくり	1 市民協働・市民活動への支援の充実	(1)市民と行政の協働・連携体制の充実
		(2)地域団体・組織等への支援
		(3)ボランティア・NPOの活動への支援
	2 福祉人材の育成と活用	(1)福祉人材の育成と活用
		(2)福祉教育への支援
		(3)民生委員児童委員との連携と活動支援
2 支援につながる地域づくり	1 子育て支援の充実	(1)保育・子育て支援の充実
		(2)児童生徒の健全育成
	2 高齢者支援の充実	(1)高齢者福祉の充実
		(2)介護予防・介護保険事業の充実
	3 障害者支援の充実	(1)障害者福祉の充実
		(2)障害のある子どもの保育・教育の充実
		(3)障害のある人の情報取得・意思疎通の支援
	4 生活支援の充実	(1)生活困窮者の自立支援
		(2)就労への支援
	5 包括的な支援体制の充実	(1)包括的・分野横断的支援体制の充実
3 安心して暮らせる地域づくり	1 権利擁護の推進	(1)権利擁護の推進
	2 健康・生きがいづくりの推進と充実	(1)健康づくりの推進
		(2)生きがいづくりの充実
	3 地域医療の充実	(1)地域医療体制の充実
	4 防災・安全対策の充実	(1)防災対策の充実
		(2)防犯対策の充実
		(3)交通安全体制の整備
	5 移動・暮らしの支援の充実	(1)移動支援の充実
(2)バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組の推進		

第4章 地域福祉の取組

基本目標1 人々が支え合う地域づくり

1-1 市民協働・市民活動への支援の充実

(1) 市民と行政の協働・連携体制の充実

【現状と課題】

新型コロナウイルスの感染拡大や少子高齢化及び単独世帯の増加、核家族化の進行などによる社会情勢の変化により、地域のつながりが希薄化し、地域社会が変容しつつあります。

地域福祉の推進には、まず、住民が自らの地域に関心を持ち、周囲の人々と互いに助け合い、支え合うような関係を構築し、さらに、住民と行政や関係機関等が互いに連携し、地域における課題に対応していく必要があります。

【施策の方向性】

市民や団体などが主体的に地域における課題を把握し、解決を試みることのできる環境整備に努め、行政が市民等のニーズや意見などを把握し、協働によるまちづくりを推進します。

【市の主な取組】

市民とともに進めるまちづくりの推進

○市民や団体と市関係者との意見交換やアンケート調査などにより、市民のニーズや意見などを把握し、市民等と行政との協働によるまちづくりを推進します。

【市民・地域の取組】

○地域福祉に関する取組や課題への理解を深め、地域の団体や市の活動に参加しましょう。

(2) 地域団体・組織等への支援

【現状と課題】

本市では、自治会、民生委員児童委員協議会など、様々な地域団体・組織が活動を行っていますが、市民意識調査では「仕事が忙しい」や「参加方法が分からない」などの理由から、活動に参加していないケースも少なくありません。興味を持った人が活動に参加しやすい仕組みづくりが求められます。

また、人口減少や少子化・高齢化の影響、定年延長といった働き方の変化などにより、地域団体等においても、高齢化や担い手不足、新型コロナウイルス感染症の影響による活動減少など、活動の維持や継続が課題となっています。

【施策の方向性】

地域の団体・組織活動の周知などにより、活動の活性化に向けた支援を行うとともに、活動等の維持、継続に向けた取組を行います。

【市の主な取組】

地域組織・団体活動への支援

○活動の周知や補助金交付などを通して、地域組織・団体組織の活性化に向けた支援を行うとともに、組織の円滑な運営や継続的な活動へのサポートを行います。

社会福祉協議会への支援

○地域に根ざした福祉活動を実施している渋川市社協の運営を支援していくとともに、各種取組について連携強化を図ります。

共同募金運動への協力

○民間の地域福祉活動を支援するための共同募金運動に協力します。

【市民・地域の取組】

○地域団体やボランティアの情報に関心を持ち、活動に参加しましょう。また、周囲にも声をかけながら、活動に参加する住民を増やしましょう。

(3) ボランティア・NPOの活動への支援

【現状と課題】

本市では、様々な分野でボランティア活動が行われており、市民意識調査の結果でも、約50%が「ボランティア活動に関心がある」と回答しています。一方で、「参加している」と回答した割合は約14%にとどまり、参加していない理由としては「仕事が忙しい」が最も多い結果となりました。

<市民意見など>

▷団体活動のスキルアップや意識醸成を目的とした研修会等があるとよい。

【施策の方向性】

ボランティア活動に関する情報提供や相談活動の充実と、誰もが活動に参加しやすい環境づくりが求められます。

【市の主な取組】

ボランティア活動に関する人材育成等の支援

○介護、認知症など、各分野における研修会、講座等を開催し、知識の習得、資質向上を図るほか、渋川市社協等と連携し、多様なボランティア活動に関わる人材の育成を支援します。

ボランティア・NPO活動への支援

○渋川市社協等と連携し、視察研修、セミナー、地域づくり勉強会等の研修を開催し、よりよい環境でボランティア活動が行えるよう支援を行います。
また、ボランティアに興味のある人のために、情報紙の発行など周知啓発活動を行い、活動への参加促進を図ります。

【市民・地域の取組】

○ボランティア活動の知識や技能を高める講習等に参加しましょう。また、講習等で得られた知識・スキルを活動に活かしましょう。

1-2 福祉人材の育成と活用

(1) 福祉人材の育成と活用

【現状と課題】

多様化・複雑化する福祉へのニーズに対応できる人材の育成に向け、知識や技能習得に向けた支援が求められます。また、それぞれが持つ知識や経験を十分に活かせる環境づくりが必要です。

【施策の方向性】

知識の向上や技能習得に向けた取組を行い、人材育成を図ります。

【市の主な取組】

福祉人材の育成・支援

○子育て支援従事者等への研修会を開催し、資質向上を図るほか、介護職員初任者研修の受講者に対し受講料を補助するなど、福祉人材の確保及び定着を図ります。

【市民・地域の取組】

○福祉に関する勉強会や研修へ参加し、スキルアップに取り組みましょう。

(2) 福祉教育への支援

【現状と課題】

学校教育や社会教育の場での学びを通じ、福祉に関する知識を得るとともに、コミュニティの中の一員としての共生意識や連帯感の醸成、社会的課題に取り組む力を育むことが求められます。

【施策の方向性】

福祉に関する学習機会を通じ、福祉活動に対する知識・関心を高めるとともに、支え合い・助け合いの意識醸成を図ります。

【市の主な取組】

学校教育における福祉教育の推進

○社会福祉協議会、ボランティア団体等の関係機関と連携し、学校や地域の実態に応じて車いす体験やブラインドウォーク*、ボランティア活動等を通して、児童生徒の互いに助け合う心の育成を図るとともに、福祉教育の推進を図ります。

*ブラインドウォーク：アイマスクなどで視覚を遮断した状態で歩くことで、目の不自由な人の立場や援助の仕方などを体験すること

手話の理解・普及の推進

○手話の理解及び普及を図るため、一般市民、観光業や医療に関わる人、小中学校などを対象とした手話教室を開催するほか、手話通訳者養成講座として、聴覚障害のある人等の支援者を養成する取組を推進します。

【市民・地域の取組】

○福祉に関する学習を通じ、福祉活動に対する知識や関心を高めるとともに、手話や要約筆記など、障害のある人とのコミュニケーション技能の習得に努めましょう。

(3) 民生委員児童委員との連携と活動支援

【現状と課題】

民生委員児童委員は、市民の様々な悩みごとの相談や見守り活動などに取り組んでいますが、地域住民の高齢化などに伴う見守り対象者の増加や、地域の生活課題の多様化・複雑化などにより、その役割の重要性はますます高くなっています。

民生委員児童委員が活動を円滑に行うための支援や、地域課題の解決に向けた行政、関係機関等との連携強化、適切な情報共有を図ることが求められます。

<市民意見など>

▷団体の活動のため、行政、関係機関との連携・情報共有が求められる。

【施策の方向性】

地域福祉推進の重要な担い手である民生委員児童委員の円滑な活動のための支援、市民や関係機関等への活動の周知などにより、地域における活動への理解を深め、地域課題の解決に向けた連携強化、情報共有を図ります。

【市の主な取組】

民生委員児童委員活動への支援

○民生委員児童委員への活動助成や会議・研修のサポート等を通して支援を行います。
また、市民や関係機関等への活動の周知などにより、地域における活動への理解を深め、地域課題の解決に向けた連携強化、情報共有を図ります。

【市民・地域の取組】

○民生委員児童委員の活動内容を理解し、その活動に協力しましょう。

基本目標2 支援につながる地域づくり

2-1 子育て支援の充実

(1) 保育・子育て支援の充実

【現状と課題】

共働き世帯やひとり親家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は変化を続けています。急速な少子化が社会問題となる中、その背景には、子育てに対する経済的な負担や、仕事と子育ての両立に対する負担などを主な要因として、子育てへの不安を抱える保護者の増加が指摘されています。

<市民意見など>

▷子育ての不安に関する相談窓口の情報提供や、窓口の一本化など検討してほしい。

【施策の方向性】

「育都*」として、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を実施し、少子化対策の推進、多様な保育ニーズに対応した施策、子育てに関する相談体制の充実などの取組を進め、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。

*育都(いくと):子育て施策を充実させ、「子どもたちを大切に育てていくまち」であることを表現した造語。本市が、将来を担う未来ある子どもたちを、夢と希望を持って地域全体で大切に育てていく都市であることを宣言するもの

【市の主な取組】

子育て支援サービスの充実

- 妊娠初期から産後における心配ごとなどへの相談やサポートが必要な人へ、家事・育児の手伝い、心身のケアや保健指導、授乳等のアドバイスなどの支援を行います。
- 子育て支援総合センターにおいて、育児相談や子育て講座の開催、家庭状況に応じた子育て支援サービスや情報の提供、子どもの遊び場の設置など、市の子育て支援の拠点として取組の充実を図ります。
- 保育料や学校給食費などの子育てにかかる費用の負担軽減を行います。

保育サービスの充実

- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えた保育や、保護者の疾病、冠婚葬祭、児童が病気等で集団保育が困難な場合などの支援体制の充実を図ります。

子育て支援のネットワークづくり

- 子育て支援総合センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互の交流や情報交換を行う場を開設し、活用を促進します。
- ファミリー・サポート・センター事業により、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人のネットワークをつくり、地域で子育てを助け合う相互援助の取組を推進します。
- 保育所（園）、幼稚園及び認定こども園を利用する保護者と園長の連絡会を開催し、意見交換を行います。

子育てに関する相談体制の充実

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制を整備し、関係機関等と連携した情報提供や訪問などにより、安心して育児ができるよう、総合的で継続的な支援を行います。
- 子育て支援総合センターにおいて、家庭の状況に応じた支援やサービスにつながる情報を提供するほか、子育てをしながら働きたい人への就労援助相談を行います。
- 保育所（園）、幼稚園及び認定こども園において、幼児教育・保育に関する問題について、施設が主体となって、随時に保護者の相談に応じ、情報提供、助言その他必要な支援を行います。
- 家庭児童相談室において、18歳未満の子どもと家族を対象に、育児の悩みやしつけ、不登校などの様々な家庭内の問題について相談に応じます。

【市民・地域の取組】

- 子育てへの不安や悩みを抱えている人が身近にいたら、相談機関への相談を勧めましょう。
- 子育て支援総合センター、ファミリー・サポート・センターなど、子育てに関する施設、窓口について理解を深めましょう。

(2) 児童生徒の健全育成

【現状と課題】

児童生徒を取り巻く環境は時代と共に急速に変化しており、児童虐待、いじめ、不登校などの従来からの問題に加え、近年はインターネットや SNS などの情報通信技術の進展による新たな問題が生まれるなど、より多様化・複雑化しています。

<市民意見など>

▷不登校の児童生徒が、学校に通えないことで学習に遅れが出ないか心配

【施策の方向性】

学校、家庭、地域が互いに連携し、時代の変化に応じた取組を実施するとともに、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を見守る体制づくりを進めます。

【市の主な取組】

地域における交流の推進

- 共働き家庭やひとり親家庭等、放課後の時間帯や春・夏・冬休み等の長期休暇に保護者のいない留守家庭児童を対象に、放課後児童クラブにおいて、適切な遊び及び生活の場を提供します。
- 民生委員児童委員や老人クラブ等との交流や、異なる年齢の子どもたちとの交流の機会を通じ、地域の人々との関わり合いを深めるとともに、情操豊かな子どもの育成を目指します。
- 地域における青少年の健全育成や非行防止、インターネットの安全な利用に関する啓発などについて、青少年育成推進員等と連携した取組を推進します。

非行や不登校等への支援

- 非行等の問題行動や不登校の児童生徒に対応するため、児童生徒や保護者の不安や悩みの解消につながるよう、学校や関係部署と連携を図りながら社会的自立を目指した支援を行います。

施設・設備の充実

- 保育所等について、安全で豊かな教育・保育環境を提供するため、市全体及び地域の保育の量的バランスを踏まえた施設の適正配置を考慮しながら、公立施設の整備を随時実施していくとともに、民間施設の整備に対し補助を行います。
- 学校施設について、児童生徒が安全、安心に学校生活を送れるよう、施設の修繕等を実施し、維持管理を行います。

ヤングケアラーへの支援

○ヤングケアラー*の早期発見や、子どもの負担軽減に向けた適切な支援につなげるため、ヤングケアラーへの理解を深める研修、啓発を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

*ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

【市民・地域の取組】

- 地域の子どもたちを見守るとともに、声かけなどを通してつながりを深めましょう。
- 地域における活動の中で、子どもたちとの交流機会を増やしましょう。
- ルールやマナーを守り、正しくインターネットを利用しましょう。

2-2 高齢者支援の充実

(1) 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

本市における高齢者(65歳以上)人口は、令和5(2023)年10月1日現在で26,455人となっており、令和3(2021)年まで増加していましたが、令和4(2022)年以降減少に転じています。しかし、高齢化率は36.1%で、年々上昇しています。

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が安心していきいきとした生活を送ることができるよう、生活支援サービスの充実をはじめとした各種支援の充実を図る必要があります。

<市民意見など>

▷独居高齢者のゴミ出しが煩雑。地区の道路清掃なども負担になることがある。

【施策の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、日常生活における支援体制を充実させるとともに、日頃からの声かけや見守りといった地域住民への活動を支援しながら、住民と行政が一体となった高齢者の安全・安心対策を推進します。

また、令和3(2021)年10月1日に施行した「渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例」に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症施策の更なる推進を図ります。

【市の主な取組】

高齢者等への支援

○ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者など、支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターなど関係機関が連携して日常生活を支える「高齢者等あんしん見守りネットワーク」の推進を図ります。

日常生活における支援

○日常生活上で支障のある高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等へ、食事の配達やごみ出しなどの支援を行います。また、自宅で介護を受ける要支援・要介護認定者等に対し、理髪、布団の丸洗いや紙おむつの支給などの支援を行うとともに、介護者の精神的、身体的、経済的負担軽減を図ります。

ICT（情報通信技術）の活用支援

○スマートフォン等を活用した行政サービスを、より多くの市民が利用しやすくなるよう、スマートフォンの体験教室や個別相談会などを行います。

認知症施策の推進

○認知症を正しく理解し、地域で支え合うため、認知症に関する知識の普及・啓発や、認知症の人との接し方などを学ぶ機会を設けます。また、認知症サポーターの養成や質の向上、認知症の早期発見・早期対応への支援のほか、医療機関や介護サービス事業者等の関係機関との連携によって、認知症の人やその家族の支援やケアの充実を図り、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

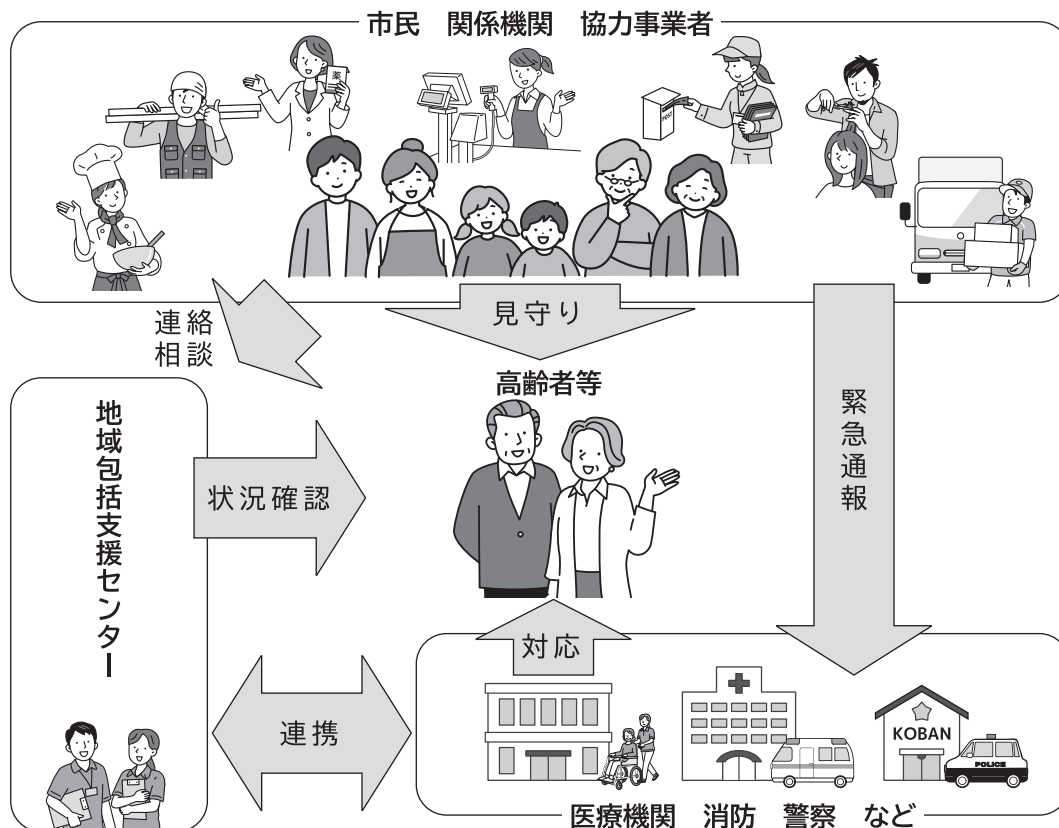
認知症高齢者等の安全確保の支援

○認知症高齢者等の行方不明時などに早期発見・保護ができるよう、希望する対象者の情報を事前に登録し、警察との共有を図るほか、GPS（位置情報測定）端末の貸与により、認知症高齢者等の安全確保の支援に努めます。

【市民・地域の取組】

○ひとり暮らし高齢者などについて、日常の中で見守りや手助けに努めるとともに、行政や関係機関等と連携し、高齢者の暮らしの支援につなげましょう。

【渋川市高齢者等あんしん見守りネットワークのイメージ】



(2) 介護予防・介護保険事業の充実

【現状と課題】

高齢化の進行にともない、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせるよう、要介護状態にならないための介護予防活動や、要介護状態となった場合でも、適切な介護サービスを提供するための取組が求められます。

<市民意見など>

▷介護保険や配食サービスの利用など、利用対象でないと思っている人もおり、啓発・周知が必要

【施策の方向性】

介護予防活動の推進と、介護が必要な人の早期発見を図り、その人の状態に応じたサービスの提供を行います。また、適切な介護サービスを提供できるよう、要介護認定の適正化や、サービス事業者への指導・監査等によるサービス水準の確保に努めます。

【市の主な取組】

介護予防活動の推進

○介護予防、フレイル（高齢者の筋力や活動能力が低下している状態）予防につながる各種教室や講演会、研修会などを行い、高齢者の積極的な参加を促すとともに、地域において自主的な介護予防が行えるよう支援を行います。

介護予防に関するボランティア等の育成

○介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成支援などを行い、住民の自主的な介護予防活動を推進します。

介護予防事業対象者の把握

○本人、家族、関係機関、住民同士のつながり等から得られる情報を活用し、日常生活に支援を要する高齢者等を介護予防活動への参加につなげることで、要介護状態となることを予防する取組を図ります。

介護保険サービスの充実

○要支援・要介護認定者等の増加やこれまでの介護サービスの利用状況、介護サービス事業所の提供体制に留意しながら、利用者が必要となるサービスを受けられるよう、基盤整備及び必要なサービス量を確保し、適切な介護サービスの提供に努めます。

【市民・地域の取組】

○介護予防に関する知識を深め、実践に努めましょう。

○介護保険制度への理解を深め、市の相談窓口等を積極的に活用しましょう。

2-3 障害者支援の充実

(1) 障害者福祉の充実

【現状と課題】

近年、障害のある人の高齢化や、障害の重度化が進行しており、障害福祉におけるニーズは複雑化、多様化しています。障害のある人すべてが地域で安心して生活できるよう、また、障害者基本法の理念に基づき、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができるまちづくりが求められています。

【施策の方向性】

障害のある人が基本的人権を享有し、日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づき、それぞれのニーズに合った障害福祉サービスの提供や充実を図ります。

【市の主な取組】

障害のある人への総合的な支援の充実

○障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスの充実、手当等の支給など、障害のある人の自立の助長とその家族等の負担や不安を軽減するための措置を講じ、障害のある人の地域生活を支援します。

相談・情報提供体制の整備

○障害のある人やその家族の様々な課題に対応できるよう、基幹相談支援センター（渋川広域障害福祉なんでも相談室）において、他の相談事業所との連携を行うなど、相談体制の充実を図ります。また、障害福祉サービスに関するしおり等の作成やホームページ等を利用し、情報提供に努めます。

共生型サービスの推進

○多様な利用者の受け入れ、使い慣れた事業所でのサービス利用、地域の実情に応じたサービス提供体制整備等のため、障害福祉サービス事業所や介護保険事業所において、障害のある人も高齢者も利用できる共生型サービスの実施事業者を増やす取組を進めます。

住まいに関する支援

○障害のある人の住居へのニーズを踏まえ、低額な料金で、居室・その他の設備や、日常生活に必要なサービスを提供します。

【市民・地域の取組】

- 障害に関する正しい理解を深めましょう。
- 身近に困っている人を見かけたら、積極的に手助けしましょう。

(2) 障害のある子どもの保育・教育の充実

【現状と課題】

障害のある子どもたちが個性と能力を伸ばしながら健やかに育つためには、一人ひとりの状況に応じた適切な保育・教育を行うことが重要です。

子どもの成長段階や障害特性に応じた指導方法等を工夫するとともに、就学前から卒業後の生活まで見通して、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、自身の意思を尊重しながら、適切な就学や就労に向けた支援を図っていくことが求められます。

【施策の方向性】

障害のある子どもが家庭や学校等の場で適正な療育を受けられるよう、学校教職員や福祉サービス事業所の職員等の育成や人材の確保に努めるとともに、関係機関と情報共有を行うことにより、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を推進します。

【市の主な取組】

ライフステージに応じた支援

○教育・福祉・保健・子育てなどの関係機関の連携を強化し、乳幼児期から就学前までの保育所（園）、幼稚園及び認定こども園における支援、就学後の学校における支援など、ライフステージごとに、障害種別や発達・成長の段階に応じた専門的な療育を行います。

相談・支援体制の充実

- 児童が家庭や学校等で適切な療育を受けられるよう、心身障害、知能や言語の遅れや家庭環境などの情報を関係機関と連携し、相談体制の充実を図るほか、妊娠期から子育て期までの様々な相談に、保健師、助産師、栄養士が応じ、支援を行います。
- 発達に心配のある18歳未満の子どもとその家族に対して、専門職による個別相談を行い、個々の状態に応じて医療機関や福祉サービス、国や学校、保健センター、児童相談所などの連携により子どもの成長や発達の状況に合わせた支援を行います。

教育の充実

○支援を必要とする児童生徒に対し、学習活動及び日常生活のサポートを行うほか、それぞれのニーズに応じた教育の在り方、教材・教具等の整備、就学指導の充実に取り組みます。また、担当職員の研修の充実と指導力の向上を図ります。

医療的ケア児への支援の促進

- 自立支援協議会医療的ケア児支援部会を設置し、関係機関等との連携を図り、支援を検討するほか、医療的ケア児等に対する総合的な支援を調整するコーディネーターの配置を行います。
- 在宅で医療的ケアの必要な対象児（者）の家庭に対し、訪問看護を行い、介護する家族の精神的、経済的負担等の軽減を図ります。

【市民・地域の取組】

- 障害のある子どもへの見守りなどに努めましょう。
- 発達障害などについての理解に努めましょう。

(3) 障害のある人の情報取得・意思疎通の支援

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、地域で安心して日常生活を送り、社会参加や交流をしていく上で、情報の適切な入手や、日々の意思疎通の手段の確保は重要な課題です。しかしながら、障害の状況によって、それらが困難となるケースが少なくないことから、障害特性に配慮した情報提供や意思疎通の支援の充実が求められます。

【施策の方向性】

関係機関やボランティア団体等と連携し、手話通訳、要約筆記、音声機器、FAX、IT機器などの活用により、障害の状況に応じた適切なコミュニケーション手段の確保と情報提供が行える環境づくりを進め、障害のある人の円滑な社会参加や交流の促進を図ります。

【市の主な取組】

情報取得に関する支援

- 視覚に障害のある人が市からの情報を入手しやすくなるよう、発送物への点字刻印や、市の広報紙の内容を録音して希望者へ配付するなどの取組を行います。
- 聴覚に障害のある人へ防災行政無線戸別受信機（文字表示型）の貸与を行い、防災行政無線の情報の提供を行います。
- 市の観光情報に加えて、バリアフリートイレや駐車場、道路の勾配などの情報を掲載したバリアフリーマップを作成し、情報発信を行います。

意思疎通に関する支援

- 聴覚障害のある人等の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者の派遣や設置を行います。
- 市役所等の窓口にて、タブレット端末のビデオ通話機能を使用した遠隔手話通訳サービスを行います。
- 障害のある人や意思表示の難しい人が、災害時等に着用することで、周囲の人に支援や配慮が必要であることを伝えられる「災害時ヘルプバンドナ」の配布と周知に努めます。

手話の理解・普及の推進

- 手話の理解及び普及を図るため、一般市民、観光業や医療に関わる人、小中学校などを対象とした手話教室を開催するほか、手話通訳者養成講座として、聴覚障害のある人等の支援者を養成する取組を推進します。

【市民・地域の取組】

- 手話や要約筆記など、障害のある人とのコミュニケーション技能の習得に努めましょう。
- 習得した技能を、障害のある人とのコミュニケーションの場で活かしましょう。

2-4 生活支援の充実

(1) 生活困窮者の自立支援

【現状と課題】

近年、社会状況の変化に伴い、失業、心身の不調、家族の介護など、様々な理由で経済的な困窮状態となり、最低限度の生活を維持することが難しくなるケースが増えつつあります。また、困窮状態につながる要因は、病気、怪我、メンタルヘルス、家族、住居、就労、債務問題など多岐にわたるとともに、複合的な傾向があり、関係機関の連携による対応が求められています。

<市民意見など>

▷様々な事情で生活保護から外れた、または受給が難しい人でも、生活が苦しい人達がいる。
 そういった人たちへの支援も必要ではないか。

【施策の方向性】

生活に困窮する人に対し、その状況に応じ、国民の権利である生活保護による生活の保障を行います。また、経済的な理由などにより、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人について、渋川市社協などの関係機関との連携を図り、発見・把握に努めるとともに、生活の困りごとや不安への相談に応じ、適切な制度利用や、自立に向けた就労への支援などを行います。

【市の主な取組】

生活困窮者・生活保護受給世帯への自立支援

- 生活困窮者の困りごとや不安などについて相談に応じ、関係機関と連携しながら、経済的自立に向けた就労支援や、住居（賃貸）を失うおそれのある場合の家賃補助などの支援を行います。
- 生活保護受給世帯について、各世帯の状況を踏まえつつ、可能な場合には、就労支援も行い、生活の向上を目指します。
- 生活困窮者・生活保護受給世帯の子どもたちについて、学習習慣の定着等を目的とした支援を行います。

【市民・地域の取組】

- 地域で生活に困っている人や支援を必要としている人がいたら、相談窓口の紹介やサービス利用を勧めましょう。

(2) 就労への支援

【現状と課題】

雇用形態が多様化する中、一人でも多くの働きたい人が、それぞれの能力を発揮し、安定した生活を送ることができるよう、就労に向けた総合的な支援を行うことが求められます。

【施策の方向性】

市内外の専門機関等との連携のもと、専門就業相談員によるカウンセリングや就業指導等を通じ、就労に向けた情報提供、相談など、継続的な支援を行います。

【市の主な取組】

就業機会の充実

○ハローワーク渋川及び関係機関と連携し、事業主向けの雇用促進セミナーや求人説明会、学生を対象とした企業ガイダンスを実施するとともに、国や県から提供される労働に関する情報の周知や啓発に努めます。

雇用に関する相談体制の充実

○就業支援相談窓口を開設し、市内企業への就業促進及び雇用の確保、市内定住の促進等を図ります。また、内職の相談窓口を開設するなど、幅広い求職者への対応を行います。

シルバー人材センターへの支援

○高齢者の経験や知識を活かした社会参加を推進するため、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就労機会の確保に努めます。

【市民・地域の取組】

○多様な働き方や地域の産業に関心を持ち、セミナーや説明会など、理解を深める機会に参加しましょう。

2-5 包括的な支援体制の充実

(1) 包括的・分野横断的支援体制の充実

【現状と課題】

社会情勢の変化等により、複雑、多様化した福祉課題が顕在化してきており、社会的孤立に関する相談、再犯防止対策や成年後見制度の推進など、分野をまたいだ包括的な支援が求められています。

市では、平成30(2018)年度に「渋川市地域共生型地域包括ケアシステム推進方針」を策定し、誰もが助け合って暮らし続けられるまちを目指し、取組を進めています。

複雑化、多様化する福祉ニーズにより、既存の制度では対応が難しいケースなどについて、分野横断的な支援体制で対処していくとともに、地域や関係団体とも連携して、適切かつ円滑な問題解決に努めることが重要です。

【施策の方向性】

世代や属性を問わず、様々な人々や機関が助け合い、連携しながら課題に取り組み、地域福祉を増進していく支援体制の充実を図ります。

【市の主な取組】

包括的支援体制の整備

- 市の福祉関連職員や新採用職員を中心に研修会を開き、地域共生型地域包括ケアシステム（重層的支援体制）についての意識醸成を図ります。
- 部署をまたいでの協力、連携体制を構築し、複雑な地域課題に対しても支援できるよう、包括的支援体制の整備を推進します。

様々な相談体制の整備

- 孤独や孤立、ヤングケアラーへの対策や自殺予防対策といった社会的課題や、多様化する福祉ニーズに対して、幅広い相談の受け皿を用意することにより、問題を抱える人を、適切な支援へ円滑に導けるよう努めます。

多機関が連携した支援体制の整備

- 複雑化した課題、制度の狭間の課題など、相談者それぞれの状況に応じ、調整会議等により複数の部署、関連機関が連携した支援を推進します。
- 自立支援協議会、生活困窮者支援調整会、要保護児童対策地域協議会など、多機関連携の支援体制を整備、推進して、複雑かつ多様な地域課題の解決に努めます。

地域における拠点整備の推進

- 「渋川市地域助け合い活動」（生活支援体制整備事業）における協議体の設置等により、地域の困りごとや助け合い活動、社会資源などの共有を図る場をつくり、地域における助け合い、支え合いを広げるための基盤づくりを推進します。

自殺対策の推進

- 自殺の背景となる様々な問題に対し、それぞれの状況に応じた相談体制の充実を図るとともに、自殺対策についての周知・啓発、自殺対策を支える人材の養成及び確保の取組を推進します。

【市民・地域の取組】

- 地域で支援が必要な人に気づいた時は、相談窓口の紹介やサービス利用を勧めましょう。
- 市のホームページ、パンフレットなどから、身近な相談窓口等の情報を取得しましょう。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

3-1 権利擁護の推進

(1) 権利擁護の推進

【現状と課題】

本市は、令和元（2019）年に「共生社会ホストタウン*」に登録されたことを契機に、障害の有無や性別、世代、国籍や人種にかかわらず、すべての人が人権や尊厳を大切に、支え合い、生き生きとした人生を送れる社会（共生社会）の実現を目指しています。

また、子どもや高齢者、障害のある人などの権利擁護に向け、虐待や暴力の防止、相談体制の充実が求められます。

*共生社会ホストタウン：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を登録するもので、パラリンピアンを受け入れを機に、共生社会の実現に向けた取組を進める（内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部）

【施策の方向性】

地域に暮らす人々が、互いの人権や尊厳を大切に、「自分らしく」、「互いに寄り添い」、「共に生きる」、共生社会の実現に向けて、周知・啓発や、関係機関等との連携を図るなどの取組を進めます。

また、子どもや高齢者、障害のある人等の権利擁護を図り、尊厳を保持していくため、虐待や暴力の防止、早期の発見に向けた取組を行うほか、相談体制の充実や関係機関等との連携を推進するとともに、権利擁護に対する知識の普及、理解の促進を図ります。

【市の主な取組】

共生社会実現のまちに向けた取組

○共生社会に関する周知・啓発等を行うとともに、共生社会の実現に向けた取組を行う団体等と市の推進共同宣言や、心のバリアフリーの周知と理解の促進により、取組の輪を広げ、意識の醸成を図ります。

子どもの虐待防止

○児童虐待の早期発見や未然の防止を図るため、相談体制の強化と充実に努めるとともに、関係機関との連携と情報の共有に努め、迅速で適切な対応を行います。

高齢者の虐待防止

○「高齢者等あんしん見守りネットワーク」の充実を図り、虐待を防止するための啓発活動、相談支援や安全確保のための必要な措置を行うとともに、行政、地域包括支援センターと地域住民や地域の関係団体との連携を図り、早期発見や防止に努めます。

障害のある人の虐待防止

○障害のある人に対する虐待に対し、障害者虐待防止センターにおいて、虐待通報の受理や、相談・指導、緊急時の一時的な保護等の取組を行います。

障害のある人に対する理解の促進

○障害のある人に対する理解を深めるための研修や、障害福祉サービス事業所の活動の紹介等による啓発活動や交流活動を通じ、正しい知識の普及に努めます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止

○DV防止に関する情報提供、DV防止講座などにより、暴力の予防に向けた啓発に努めます。

○相談窓口の周知を図るとともに、本市の実情に合わせ、DV防止、被害者の保護から自立支援に至るまでの施策を総合的に講じるため、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

男女共同参画の推進

○性別にかかわらず一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮できるよう、男女共同参画の推進に向けた取組の充実を図ります。

多様な性への理解の促進

○多様な性への理解を促進するため、セミナーの開催やパンフレットによる啓発等の取組を推進します。

成年後見制度の利用の促進

○認知症、知的障害、精神上の障害等の理由により、判断能力が不十分な人について、本人に代わり成年後見人等が財産管理や契約行為等を行うことで、権利擁護支援を図る成年後見制度の利用を促進します。

【市民・地域の取組】

○権利擁護に関する正しい知識を身につけ、認知症や障害のある人などへの不当な差別的取り扱いをなくすとともに、当事者に適した情報提供や合理的配慮*を行います。

○子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、警察や行政などの関係機関へ速やかに連絡しましょう。

*合理的配慮：障害のある人などの権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組で、その実施に伴う負担が過重でないもの

3-2 健康・生きがいくりの推進と充実

(1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

生涯にわたって健康な生活を送るためには、健全な生活習慣を身につけ、日頃から健康づくりに取り組むことが重要です。

特に、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患など、死亡の原因にもなるこれらの病気は、「生活習慣病」と呼ばれており、不適切な食生活や運動不足、過剰な喫煙、飲酒などが深く関与しているため、生活を見直し、発症を予防することが重要です。

また、女性については、過度なダイエットや喫煙・飲酒などが、本人の健康だけでなく、胎児や乳幼児の発育にも大きな影響を及ぼすことから、母子の健康確保に向けた十分な知識の普及とともに、生活習慣の改善やこころの問題なども併せ、意識の向上に向けた支援が求められます。

【施策の方向性】

生涯を通じた健康な生活のため、それぞれのライフステージにおける健康づくりに向けた正しい知識の習得と実践を促進します。

また、母子の疾病予防や心と体の健康維持・増進に向け、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた各種事業や取組の充実を図ります。

【市の主な取組】

生活習慣病改善への支援

○各年代に合わせた望ましい生活習慣についての正しい知識の習得と実践を促進し、市民の生涯にわたる健康づくりを支援します。また、検診や健康診査の周知・啓発を行い、生活習慣病の発症、重症化の予防を図ります。

母子の健康づくりの推進

○安心して妊娠・出産ができるよう、妊産婦の健康診査や両親学級、子どもの発育・発達の確認と育児指導、病気や障害の早期発見と早期対応のための乳幼児健康診査や健康相談などを実施し、妊娠から出産・子育ての各段階に応じて、疾病予防や健康維持増進に向けた支援を行います。

食育の推進

○市民一人ひとりが個人に合った食事の内容や量、栄養バランスについての知識を身につけ、健康を保つため、食に関して学ぶ機会や相談の場の充実を図ります。

【市民・地域の取組】

- 健康診査の受診や運動の習慣化等、主体的に健康づくりに取り組み、健康維持に努めましょう。
- 自分や家族の生活習慣について考え、改善に努めましょう。

(2) 生きがいつくりの充実

【現状と課題】

生涯にわたり、心豊かで充実した生活を送れるよう、学習機会の提供や場所づくりが求められています。また、学びを通して集った人々との人間関係を育むことは、住民同士の支え合いの強化など、より良い地域づくりにつながるほか、社会との関わりを持ち、孤立防止や生きがいを得ることにもつながります。

【施策の方向性】

多様な学習機会を提供するほか、学びに関する情報提供や相談の体制充実、仲間づくりのための支援を進めます。また、高齢者や障害のある人の地域交流や社会参加の促進に努めます。

【市の主な取組】

生涯学習活動の推進

- 市民ニーズを踏まえた多様な学習機会の提供や情報発信、相談体制の充実を図り、市民が学ぶ喜びと楽しさを実感しながら学習を継続し、その学習成果を地域に生かす仕組みの拡充に努めます。
- 学びによる仲間づくりや交流活動を支援し、団体間や地域における連携と、市民参画を促す協働体制を推進します。

高齢者の生きがいつくりの充実

- サロン、介護予防などの集まりの場や、講座等の開催により、高齢者の地域交流と、社会参加による健康寿命の延伸、孤立防止を促進します。また、生涯にわたり主体的に学習し、充実した生活を送れるよう、各種教室等の開催や情報提供に努めます。

障害のある人の生きがいつくりの充実

- 障害があるため外で運動をする機会の少ない人へ、体力の維持やリハビリテーション等を目的とした交流の機会を設けるとともに、教養を高めるための各種教室の開催や、温泉等への宿泊機会の設定など、生きがいつくりに向けた取組を行います。

【市民・地域の取組】

- 生涯学習の場やサークル活動等に積極的に参加しましょう。
- 知人や友人と声をかけ合い、活動の輪を広げましょう。

3-3 地域医療の充実

(1) 地域医療体制の充実

【現状と課題】

本市の地域医療は、休日当番医などの一次救急、病院群輪番制の二次救急による救急医療体制が整備されています。

今後も、市民が適切に医療機関を受診できる地域医療を推進するため、関係機関と連携し、救急医療体制の充実や医療環境の整備、医療従事者の確保を図る必要があります。

【施策の方向性】

医師会などと連携して、地域医療体制、救急医療体制の充実を図るとともに、医療従事者の確保につながる取組に努めます。

【市の主な取組】

地域医療体制の充実

- 渋川市地域医療センターを核として、地域の病院と診療所との連携を推進し、地域医療及び医療体制の充実を図ります。
- 県内の看護学生が安心して教育を受けられるよう、奨学金の貸与を行い、看護師の市内就業促進を図ります。

救急医療体制の充実

- 夜間救急診療所や休日当番制、病院群輪番制などの促進により、救急医療体制の充実を図ります。

【市民・地域の取組】

- 救急車の適正利用に努めましょう。
- 応急手当法などの講習に積極的に参加しましょう。

3-4 防災・安全対策の充実

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

近年、豪雨災害等の頻発化や激甚化が指摘される中、災害に強いまちづくりに向けた取組の重要度が高まっています。災害が発生した際、被害を最小化し、迅速な復旧や回復ができるよう、防災体制の整備が求められます。

また、高齢や障害などにより災害時に配慮を要する人について、行政、地域、関係団体等が情報共有を図り、避難時の支援など安全確保のための取組が求められます。

【施策の方向性】

地域防災力の向上に向け、訓練の実施や防災意識の啓発、関係団体の活動支援等を推進するほか、防災設備等の整備を図ります。

また、民間企業等や自治会、民生委員児童委員など、地域で活動する団体との連携・協力により、災害時及びその予防に向けた体制づくりを推進します。

【市の主な取組】

地域の防災組織・協力体制の充実

- 災害時の地域の連携をより強化するため、市、自治会、消防団など地域の関係機関で構成する「地域の命を守る体制づくり委員会」を設立し、地域の防災力向上に向けた様々な取組を推進します。
- 災害時に備え、災害時相互応援協定締結団体との連携を強化するとともに、民間企業やボランティア団体との防災協定の締結を推進し、協力体制の充実に努めます。
- 地域の防災力強化のため、消防団の育成や自主防災組織の立ち上げを促進します。

防災設備等の整備

- 災害発生時等における市全域への迅速な情報伝達手段確保のため、防災行政無線などの整備を行います。また、渋川市地域防災計画に基づき、災害時の備蓄品の計画的な更新・配備を行います。

要配慮者に対する支援

- 高齢や障害などにより災害時に配慮を要する人について、渋川市地域防災計画に基づき、災害時の安全確保等に向けた支援に努めます。

避難行動要支援者の把握と共有

○配慮を要する人のうち、希望する対象者について、避難行動要支援者名簿への登録、個別支援プランの作成を行い、定期的に更新作業に努めるとともに、関係団体等との情報共有を図ります。

緊急時における支援体制の整備

○ひとり暮らし高齢者等が、災害、急病等で、救急医療が必要となった際、関係機関等が迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急連絡先やかかりつけ医を記載した救急医療情報キットを配付します。

○75歳以上のひとり暮らし高齢者等が、急病等の突発的な事態が生じた際に、迅速な緊急通報ができるよう、緊急通報システム機器を設置します。

【市民・地域の取組】

○災害の発生に備え、日頃から隣近所への声かけや見守りを行い、支え合いの取組に参加しましょう。

○防災訓練への参加や、非常持ち出し袋、備蓄品、常備薬の準備など、日常からできる備えをしましょう。

○地域の自主防災組織、消防団活動への協力に努めましょう。

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

本市の刑法犯認知件数は、令和元（2019）年が376件、令和2（2020）年が283件、令和3（2021）年が223件と減少傾向にありましたが、令和4（2022）年は245件に増加しました。また、振り込め詐欺等の特殊犯罪の被害額の増加や、犯罪手口の変化等も問題となっています。

安全で安心して生活することができる地域社会に向け、市民、行政、自治会、防犯団体や、警察等の関係機関等が協力・連携していくことが求められます。

【施策の方向性】

多様化する犯罪を未然に防止し、市民が平穩に生活できるよう、関係機関等との協力・連携を図り、防犯意識の高揚、防犯活動の推進、防犯環境の整備等の取組を推進します。

【市の主な取組】

安全・安心なまちづくりの推進

- 防犯対策や不審者情報、特殊詐欺に対する注意喚起などについて、市の広報媒体、講習会、出前講座などを活用した情報提供等を行い、防犯意識の高揚を図ります。
- 自治会等の自主防犯団体による防犯パトロールの普及促進及び防犯活動のための用具の提供や購入に関する補助などにより、防犯活動を推進します。
- 犯罪の未然防止、発生抑制のため、防犯カメラや防犯灯の設置等を行い、防犯環境の整備を推進します。

【市民・地域の取組】

- 防犯や消費者被害に関する学習会や研修会に参加しましょう。
- 不審な電話や訪問があった時は、警察、行政、身近な人などに相談しましょう。
- 近隣の人たちとの日常的な声かけやコミュニケーションにより、地域の防犯意識の醸成を図りましょう。

(3) 交通安全体制の整備

【現状と課題】

本市における交通人身事故件数は平成 15（2003）年をピークに令和 2 年（2020）まで減少傾向にありました。近年の推移としては、令和 2（2020）年が 340 件、令和 3（2021）年が 387 件、令和 4（2022）年が 367 件となっています。また、高齢者の関係する交通人身事故件数は全体の 4 割程度を占め、年々増加傾向にあります。交通安全の確保に向けて、定期的かつ継続的な取組が求められます。

【施策の方向性】

地域と自治会、学校、PTA、警察等が連携し、市民の交通安全の確保に向け、交通安全知識の普及・啓発、交通マナー向上に向けた取組を図ります。

【市の主な取組】

交通安全意識の醸成

- 市民の交通マナーの向上と交通事故の防止に向けて、地区交通安全会や交通安全協会等と連携し、街頭指導や啓発活動、交通安全教室などを実施します。
- 交通安全教育にあたっては、幼児向け、学生向け、高齢者向けといったライフステージごとに段階的かつ体系的な内容により、効果的な推進を図ります。

交通安全施設の整備

- 市民が安全・安心に通行できることを目的に、交通安全施設を計画的に整備し、交通弱者（子ども、高齢者、障害のある人等）を交通事故から守るとともに、交通の円滑化と安全で快適な生活環境の整備を図ります。

【市民・地域の取組】

- 交通安全に関する講習等に参加しましょう。
- 日常の安全運転に心がけましょう。
- 道路の危険箇所を見つけたら行政に知らせましょう。

3-5 移動・暮らしの支援の充実

(1) 移動支援の充実

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化、自家用車の普及などにより、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。一方で、自家用車を持たない高齢者や子どもなどにとって、地域における移動手段の確保は日常生活における大きな問題です。

公共交通の充実は、地域におけるまちづくり、福祉、観光振興等、様々な分野での価値の向上に直結することから、本市における公共交通の利便性と効率性の向上を図り、持続可能な地域公共交通網の構築が求められます。

<市民意見など>

▷高齢者の移動支援に関する事業など、まだ知らない人も多いのでPRや情報提供をもっと行ってほしい。

【施策の方向性】

地域内交通の現状等を踏まえ、検証と見直しを行い、効率的な公共交通網の構築を図るとともに、情報提供の充実や高齢者の移動支援に関する取組を推進します。

【市の主な取組】

公共交通ネットワークの構築

○地域における移動手段の利用状況を踏まえ、鉄道や路線バス、タクシー等の連携による効果的な公共交通ネットワークを構築し、利用者の利便性の向上を図るとともに、効率的な移動手段の確保に努めます。

公共交通機関に関する情報提供の充実

○市ホームページ等を活用した、市内路線バス情報や予約型バスの運行情報等の提供の充実に努めます。

高齢者等に対する移動支援

○自動車の運転免許を持たない高齢者や、運転免許証を返納した高齢者に対し、バス回数券、タクシー券等の交付により、買い物や通院などの日常における移動を支援します。

○介護や車いすを必要とする高齢者等に対し、車いすのまま乗降できる車両の貸出や、福祉有償運送事業者による個別輸送サービスの支援を行います。

【市民・地域の取組】

- 地域の公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 市のホームページなどを活用し、公共交通に関する情報入手に努めましょう。

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組の推進

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が増加する中、住まいの設備や維持管理に不安を持つ人もいます。住み慣れた地域や家庭で生活を送るため、住宅のバリアフリー化など快適で安心できる環境づくりが求められます。

また、年齢や障害の有無等にかかわらず、あらかじめ多様な人々が利用しやすいようデザイン（設計）する「ユニバーサルデザイン」の考え方は、暮らしやすいまちづくりにおいて重要となっています。

【施策の方向性】

住宅のバリアフリー化などの住まいの環境整備に関する支援を行うとともに、公共交通機関（バス）の乗降に関する利便性の向上を図ります。

また、ユニバーサルデザインについての理解を深めるための周知・啓発を行い、相手の立場に立ち、思いやりの気持ちを持った行動のための意識づけを図ります。

【市の主な取組】

住まいなどのバリアフリー化に関する支援

○要支援・要介護認定者、障害のある人に対する手すりの設置や段差の解消などの住宅設備の改修等への補助や、地域の自治会館等のバリアフリー化（段差解消等）への補助を行います。

低床車両の普及促進

○路線バス、福祉バス等の地域内交通について、高齢者や障害のある人の利便性を考慮し、低床車両（ノンステップバス）の普及促進を図ります。

ユニバーサルデザインに関する理解の促進

○ユニバーサルデザインの考え方への理解を深め、相手の立場になって考え、思いやりの気持ちを持って行動するための意識づくりに向けた啓発を行います。

【市民・地域の取組】

○身の回りのバリアフリー設備、ユニバーサルデザインに関心を持ち、どのような工夫がされているか理解を深め、自分ができる配慮について考えましょう。

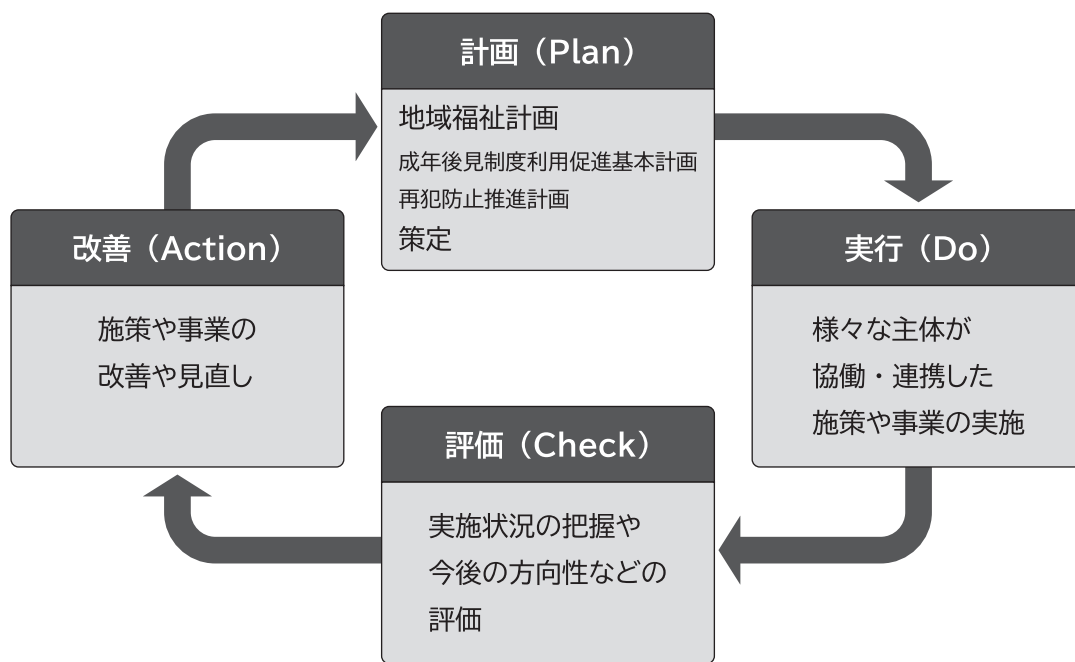
○バスの乗降に困っている人を見かけたら、手助けしましょう。

第5章 計画の推進

5-1 推進体制

市民、行政、渋川市社協をはじめ、地域福祉に関する様々な主体が協働・連携し、本計画（Plan）に基づく施策や事業の実施（Do）、実施状況の把握や今後の方向性などの評価（Check）とそれに基づく改善や見直し（Action）を経て、次の実行（Do）につなげるPDCAサイクルの考え方にに基づき推進します。

本市の福祉分野では、高齢者福祉計画において、地域包括支援センターの効果的かつ効率的な運営を踏まえた日常生活圏域を設定するなど、それぞれの個別分野で圏域等を設定し、地域の特性に応じた施策を展開しています。本計画においては、これらを踏まえるとともに、福祉分野の上位計画として、本市全体を見据えた施策展開を図るため、第1期計画と同様に、市全体を1つの圏域とします。

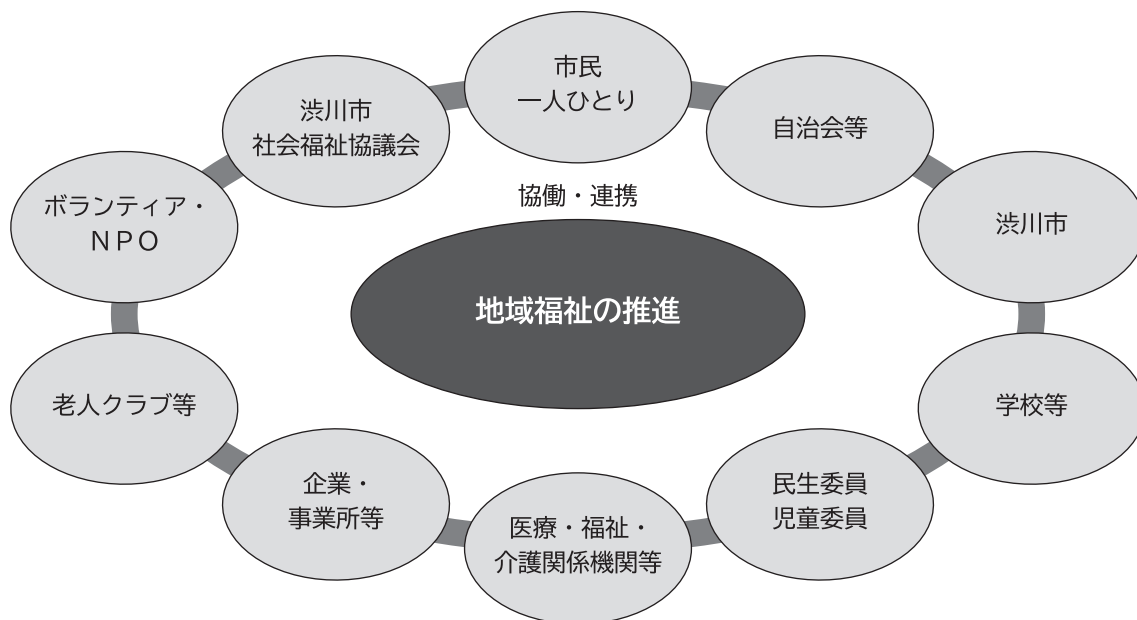


【PDCA サイクル】

5-2 計画の公表

本計画の推進に向けて、計画の基本理念や基本目標、施策の方向性などについて、市民をはじめ、渋川市社協、地域団体、ボランティアなど、地域福祉に関する様々な主体が共通の理解を持つことが重要です。

そのため、本計画の内容について、市の広報紙やホームページなどを通じて周知を図ります。



【計画の推進に向けた協働・連携のイメージ】

第2期澁川市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障害、その他の精神上の障害があること等により、判断能力が不十分な人を法的に保護し、本人の意思を尊重した決定ができるよう支援する制度です。

本人の意思決定を支援し、本人に代わって財産管理や契約などを行う役割を担う成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）を選任し、成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉等、身のまわりの事柄に目を配りながら保護・支援します。

平成28（2016）年には、成年後見制度の利用促進を図るための「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、国はこの法に基づき令和4（2022）年に第二期となる成年後見制度利用促進基本計画を策定し、利用促進に向けた取組を進めています。

本市では、法（法第14条4）や国の動向等を踏まえ、令和元（2019）年に「澁川市成年後見制度の利用を促進するための条例」を施行しました。また、令和2（2020）年に令和5（2023）年度までを期間とする「澁川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的な施策推進を図ってきました。

本計画は、令和5（2023）年度の計画期間満了に伴い、成年後見制度がより活用されて、誰もが尊厳ある暮らしを続けられるよう、令和6（2024）年度を始期とする「第2期澁川市地域福祉計画」と合わせて策定するものです。

2 計画期間・制度の対象

本計画の計画期間は「第2期澁川市地域福祉計画」と同じ令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年とします。

また、本計画で促進する成年後見制度の対象（以下「被後見人」という。）は、認知症、知的障害、その他の精神上の障害があること等により、制度の利用が必要な市民とします。

3 現状と課題

本市では、高齢化が進行する中、認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人の増加傾向がみられます。これらを背景に、今後、自ら金銭の管理、契約の締結や解消が難しい等、第三者のサポートが必要となる人の増加や、障害のある子の親が年齢を重ね、認知症、病気、死亡等によって子の財産管理等を行うことが困難となる問題（いわゆる「親なき後問題」）の増加が想定されます。

このような状況を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で尊厳ある本人らしい暮らしを続けるための権利擁護を支援する体制の整備、成年後見制度や相談窓口の普及促進、利用しやすい環境の整備と担い手の育成が課題となっています。

4 計画の理念

認知症、知的障害やその他の精神上の障害があること等により意思決定に支援が必要な人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、適切に成年後見制度を利用できるまちを目指します。

5 基本目標と取組

基本目標1 地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

1-1 地域連携ネットワークの構築

- 本人だけで判断することが難しい人の把握に努め、早期の段階からの相談対応によって、本人の意思を尊重した権利擁護支援につなげるために、法律・医療・福祉の専門職団体、相談支援機関、地域の関係団体と渋川市社協、市などが情報や知識を提供・共有し連携する「地域連携ネットワーク」を引き続き構築していきます。
- 被後見人を後見人と共に支える「権利擁護支援チーム」のサポートや、成年後見制度の利用促進を総合的に推進するため、介護保険制度に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会といった既存の仕組みと司法の連携を図ります。

1-2 中核機関の運営

- 「地域連携ネットワーク」をコーディネートするとともに、被後見人や関係者等からの相談への対応、専門職による助言等の支援体制の確保や、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う中核機関として、渋川市成年後見サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を運営します。

基本目標2 成年後見制度及び相談窓口の普及促進

2-1 成年後見制度の周知・啓発

- 成年後見制度の周知と正しい理解の促進に向け、市の広報紙やホームページ等による情報発信、講習会等の開催を通じた普及啓発に努めます。

2-2 相談窓口の周知

- 市の広報紙やホームページ、福祉関係者への情報提供の機会等を活用し、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。

基本目標3

利用しやすい環境整備と担い手の確保・育成等の推進

3-1 相談支援体制の充実

- 各専門職団体との連携を強化し、サポートセンターにおける制度利用に関する相談対応や、申立手続の支援などの取組の充実を図ります。

3-2 市長申立ての適切な実施と利用支援の推進

- 成年後見制度の利用意向があっても、自ら申立てることが困難な場合や、身近に申立てる親族がない場合は、適切に市長申立てを行うことで、必要な人が制度を利用できるよう支援します。
- 経済的に困窮している場合であっても成年後見制度を利用できるよう、申立て費用及び成年後見人等への報酬の助成を行います。

3-3 多様な担い手の確保・育成等の推進

- 今後、成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、後見人の不足が見込まれることを踏まえ、身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取り組むとともに、活動を促進します。
- 県と連携し、法人後見実施団体の確保及び連携に努めます。

3-4 後見人支援の推進

- 市民後見人や親族後見人等からの相談対応体制を強化するため、専門職団体や関係機関との連携による支援を推進します。

6 計画の推進

本計画は渋川市地域福祉計画との一体的な推進を図り、社会経済情勢の変化に合わせて概ね5年での中間見直しを検討しています。また、評価及び進行管理は、渋川市成年後見制度利用促進審議会において行います。

渋川市再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

全国的にみると、刑法犯検挙者数は減少傾向にある一方、再犯率（刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合）は、近年5割近くで推移し続けており、再犯防止対策の重要性が増しています。犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病等、様々な生きづらさを抱え、地域社会での生活が困難な人が少なくありません。このような、犯罪や非行をした人の抱える課題に対応し、再犯を防止するには、刑事司法関係機関による取組のほか、地域社会で支え、孤立させず、円滑な社会復帰を促す支援が求められます。

平成28（2016）年には、「再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的とする「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）（再犯防止推進法）が施行されました。この法では国及び地方公共団体の責務が明示され、国はこれに基づく再犯防止推進計画を策定し、施策の推進を図っています。また、群馬県は「第2次群馬県再犯防止推進計画」（計画期間：令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）を策定し、犯罪や非行をした人の社会復帰に向けた立ち直り支援の取組などについて、市町村、関係機関・団体との連携を強化することを示しています。

「渋川市再犯防止推進計画」（以下、「本計画」という。）は、これらを踏まえ、犯罪や非行をした人が社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう継続的に支援するとともに、そのための環境を整えることによって再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とし、法第8条第1項に示される「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に資する計画」として策定するものです。

2 計画期間・対象

本計画の計画期間は「第2期渋川市地域福祉計画」と同じ令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年とします。

また、本計画に基づく再犯防止施策の対象は、法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者）とします。

3 主な課題と取組

課題1 就労・住居の確保

- 安定して就労が継続できるよう、ハローワーク渋川や関係機関と連携し、それぞれの状況に即した助言や相談対応、能力形成のための情報提供等の支援を行います。
- 住居（賃貸）を失う恐れのある場合に家賃の補助を行い、住居の確保を支援します。

課題2 保健医療・福祉サービスの利用促進

- 高齢者や障害のある人をはじめ、支援が必要な人が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。
- 経済的な困窮状態にある人などの抱えている問題や困りごとの相談を受け、自立へ向けた支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

課題3 学校等と連携した修学支援の実施

- 非行等の問題行動や不登校の児童生徒に対応するため、児童生徒や保護者の不安や悩みの解消につながるよう、学校や関係部署と連携を図りながら社会的自立を目指した支援を行います。
- 学校と保護司会、更生保護女性会が連携し、座談会などの交流の機会を通して、児童生徒の更生保護、薬物乱用防止などに関する知識の向上、理解の増進を図ります。

課題4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

- 多様な団体や協力者と連携し、少年や若者、女性、高齢者のほか、発達障害等何らかの課題の有無といった各個人の特性に応じた効果的な支援を推進します。
- 相談・支援体制の充実を図るため、相談者それぞれの状況や課題に対して、調整会議等により複数の部署、関連機関が連携した支援を推進します。

課題5

民間協力者の活動促進

- 保護司をはじめとする更生保護に携わる民間協力者の活動を支援するとともに、更生保護活動の広報と周知に取り組みます。

課題6

地域による包摂の推進

- 地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、保健医療や福祉をはじめとする適切なサービスの提供に努めます。
- 地域で暮らす上での不安や課題について、相談しやすい体制の確保に努めます。
- 支援の必要な人や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取組を推進します。
- 再犯防止のための取組について、市の広報紙やホームページ等を活用した情報提供に努めます。

課題7

再犯防止に向けた体制の整備

- 渋川北群馬保護区保護司会、渋川・北群馬地区更生保護女性会など、再犯防止や更生保護に取り組む団体や協力者との連携を強化します。
- 「社会を明るくする運動*」や各種講演会、イベント等の機会を活用して、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための啓発や理解の促進に取り組みます。
- 「群馬県再犯防止推進計画」に基づき、県と連携した体制づくりを推進します。

*社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。毎年7月を強調月間としている

4 計画の推進

本計画は渋川市地域福祉計画との一体的な推進を図り、社会経済情勢の変化に合わせて概ね5年での中間見直しを検討しています。

資料編

1 渋川市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく渋川市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び見直し並びに同法第55条の2第8項の規定に基づき社会福祉法人が計画する地域公益事業についての助言等を行うにあたり、広く市民等の意見を聴くため、渋川市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び見直しに関し意見を述べること。
- (2) その他、計画策定に必要な事項に関し意見を述べること。
- (3) 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 市民代表
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から翌年度末とする。ただし委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部地域包括ケア課において処理する。

資料編

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 渋川市地域福祉推進委員会委員名簿

(令和6(2024)年3月現在)

No.	団体名等	氏名	備考
1	渋川市民生委員児童委員協議会	石北 智子	
2	渋川市老人クラブ連合会	富澤 孝明	委員長
3	渋川市社会福祉協議会	諸田 清孝	
4	渋川市ボランティア連絡協議会	藤井 竹恵子	
5	渋川地区障害者福祉協議会	飯塚 秀利	
6	渋川広域障害保健福祉事業者協議会	眞下 宗司	
7	渋川市人権擁護委員協議会	飯島 八千代	副委員長
8	渋川市社会福祉法人連絡会	鈴木 基晴	
9	渋川・北群馬保護区保護司会	森田 益男	
10	群馬弁護士会	眞庭 裕一郎	
11	群馬司法書士会	清水 俊作	
12	群馬県社会福祉士会	尾方 仁	
13	渋川地区医師会	中野 正幸	
14	渋川・北群馬歯科医師会	高橋 勉	
15	渋川市自治会連合会	下田 源三	
16	市民委員	木嶋 千枝	
17	渋川市小中学校校長会	名塚 浩	
18	渋川市子ども会育成会連絡協議会	狩野 一機	
19	渋川保健福祉事務所	久保 直孝	

敬称略

3 渋川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第二期渋川市地域福祉計画(以下、「地域福祉計画」という。)の策定及び見直しにあたり、必要な事項を協議するため、以下の委員会を設置する。

- (1) 渋川市地域福祉計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)を設置する。
- (2) 渋川市地域福祉計画策定作業委員会(以下、「作業委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会及び作業委員会は次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 策定委員会
計画の策定及び見直しに関する事項及びその他、計画策定に必要な事項
- (2) 作業委員会
策定委員会の指示のもと、地域福祉計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会及び作業委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 策定委員会
庁議をもってあてる。
- (2) 作業委員会
別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は本要綱の施行日から地域福祉計画策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は次のとおりとする。

- (1) 策定委員会
委員長は市長とし、副委員長は教育長とする。
 - (2) 作業委員会
委員長は福祉部長とし、副委員長は委員長が指名する者とする。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和6年3月31日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

役 職	職 名
委員長	福祉部長
委 員	政策戦略課長
委 員	総務課長
委 員	市民協働推進課長
委 員	地域包括ケア課長
委 員	こども政策課長
委 員	こども支援課長
委 員	高齢者安心課長
委 員	健康増進課長
委 員	介護保険課長
委 員	商工振興課長
委 員	建築住宅課長
委 員	交通政策課長
委 員	学校教育課長
委 員	生涯学習課長

4 策定経過

期日	内容	
令和4(2022)年		
5月11日	地域福祉計画策定作業委員会(第1回)	・計画の策定方針について
5月23日	地域福祉計画策定委員会	(庁議) ・計画の策定方針について
6月17日	市議会教育福祉常任委員会協議会	・計画の策定方針について
7月7日	地域福祉推進委員会(第1回)	・委員委嘱 ・計画の策定方針について
8月2日～ 8月5日	地域福祉計画策定作業委員会(第2回)	(電子会議) ・市民意識調査について
8月4日～ 9月9日	意見交換会	・地域福祉推進に関係する12団体
8月22日	地域福祉計画策定委員会	(庁議) ・市民意識調査について
9月8日～ 9月30日	市民意識調査	・18歳以上の市民3,000人を対象
令和5(2023)年		
1月17日～ 1月20日	地域福祉計画策定作業委員会(第3回)	(電子会議) ・市民意識調査結果について
2月3日～ 2月9日	地域福祉推進委員会(第2回)	(書面開催) ・市民意識調査結果について
2月13日	地域福祉計画策定委員会	(庁議) ・市民意識調査結果について
3月3日	市議会教育福祉常任委員会協議会	・市民意識調査結果について
7月31日～ 8月4日	地域福祉計画策定作業委員会(第4回)	(電子会議) ・計画の骨子案について
9月29日	地域福祉推進委員会(第3回)	・計画の骨子案について
10月5日～ 10月12日	地域福祉計画策定作業委員会(第5回)	(電子会議) ・計画の中間案について
11月10日	地域福祉推進委員会(第4回)	・計画の中間案について
11月13日	地域福祉計画策定委員会	(庁議) ・計画の中間案について
11月27日～ 12月26日	市民意見公募	
12月8日	市議会教育福祉常任委員会協議会	・計画の中間案について

令和6(2024)年

1月5日～ 1月10日	地域福祉計画策定作業委員会(第6回)	(電子会議) ・計画案について
1月15日	政策戦略会議	・計画案について
1月26日	地域福祉推進委員会(第5回)	・計画案について
2月13日	地域福祉計画策定委員会	(庁議) ・計画案について
3月4日	市議会教育福祉常任委員会協議会	・計画案について

5 統計データ

(1) 人口や世帯の状況

①人口

(人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
0～14歳	7,923	7,687	7,492	7,275	7,071
15～64歳	42,883	41,866	40,950	40,333	39,748
65歳以上	26,240	26,483	26,647	26,550	26,455
(65歳～74歳)	12,771	13,001	13,203	12,691	12,266
(75歳以上)	13,469	13,482	13,444	13,859	14,189
合計	77,046	76,036	75,089	74,158	73,274

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②世帯数

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
世帯数(世帯)	32,347	32,459	32,560	32,661	32,803
1世帯当たり人員(人)	2.38	2.34	2.31	2.27	2.23

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③地区別人口

(人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
渋川地区	42,524	42,133	41,759	41,376	41,096
伊香保地区	2,741	2,662	2,578	2,508	2,481
小野上地区	1,504	1,460	1,435	1,392	1,341
子持地区	11,352	11,209	11,154	11,054	10,876
赤城地区	9,860	9,660	9,412	9,167	8,959
北橘地区	9,065	8,912	8,751	8,661	8,521
合計	77,046	76,036	75,089	74,158	73,274

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 子どもの状況

① 出生数

(人)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
出生数	421	368	363	339	363

資料：住民基本台帳

② 保育所（園）等

	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
施設数（箇所）	12	11	11	11	11
児童数（人）	1,336	1,289	1,215	1,177	1,142

資料：子ども支援課（各年 4 月 1 日現在）

③ 幼稚園・認定こども園

	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
幼稚園数（箇所）	5	4	4	4	4
入所数（人）	261	219	184	150	114
認定こども園（箇所）	3	5	5	5	5
入所数（人）	483	511	515	569	563

資料：子ども支援課（各年 5 月 1 日現在）

④ 小・中学校

	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
小学校数（校）	14	14	14	14	14
児童数（人）	3,388	3,295	3,209	3,126	3,023
中学校数（校）	9	9	9	9	9
生徒数（人）	1,809	1,746	1,749	1,672	1,649

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

(3) 高齢者の状況

① 高齢者人口・高齢化率

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
65歳以上(人)	26,240	26,483	26,647	26,550	26,455
高齢化率(%)	34.1	34.8	35.5	35.8	36.1

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 地区別高齢者人口と高齢化率

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
澁川地区	13,654	13,781	13,899	13,890	13,845
	32.1	32.7	33.3	33.6	33.7
伊香保地区	1,141	1,129	1,105	1,074	1,041
	41.6	42.4	42.9	42.8	42.0
小野上地区	635	658	669	666	654
	42.2	45.1	46.6	47.8	48.8
子持地区	3,856	3,882	3,910	3,888	3,898
	34.0	34.6	35.1	35.2	35.8
赤城地区	3,859	3,892	3,882	3,851	3,825
	39.1	40.3	41.3	42.0	42.7
北橘地区	3,095	3,141	3,182	3,181	3,192
	34.1	35.2	36.4	36.7	37.5

※上段：高齢者人口(人) 下段：高齢化率(%)
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③ 高齢者夫婦のみ世帯・ひとり暮らし高齢者世帯

(%)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
高齢者夫婦のみ世帯	4.3	5.0	10.1	12.2	13.8
ひとり暮らし高齢者世帯	5.8	7.4	9.2	11.9	14.2

※一般世帯に占める割合。高齢者夫婦のみ世帯は「夫65歳以上、妻65歳以上の夫婦のみの世帯」、ひとり暮らし高齢者世帯は「65歳以上世帯員の単独世帯」

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

④要支援・要介護認定者

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
要支援(人)	1	460	419	444	441	436
	2	523	494	507	511	501
要介護(人)	1	949	939	1,023	1,027	1,000
	2	805	822	776	775	768
	3	641	678	692	674	647
	4	708	730	723	755	771
	5	547	514	513	499	491
合計(人)		4,633	4,596	4,678	4,682	4,614
認定率(%)		17.7	17.4	17.6	17.7	17.6

※第1号被保険者のみ。認定率は、第1号被保険者総数に占める要支援・要介護認定者数の割合
資料：介護保険課（各年9月末日現在）

⑤老人クラブ

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
クラブ数(団体)	110	106	104	100	95
会員数(人)	6,724	6,227	5,732	5,265	4,758

資料：高齢者安心課（各年4月1日現在）

(4) 障害のある人の状況

①療養手帳所持者

(人)		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
合計		680	697	717	730	747
年齢別	18歳未満	119	121	122	120	118
	18歳以上	561	576	595	610	629
等級別	軽度	241	252	267	277	323
	中度	207	206	209	214	186
	重度	232	239	241	239	238

資料：地域包括ケア課（各年3月31日現在）

②身体障害者手帳所持者

(人)		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
合計		3,448	3,452	3,385	3,356	3,217
年齢別	18歳未満	38	35	34	33	29
	18歳以上	3,410	3,417	3,351	3,323	3,188
等級別	1級	1,281	1,290	1,259	1,249	1,207
	2級	510	504	495	477	453
	3級	561	543	532	542	523
	4級	677	694	693	689	661
	5級	214	216	207	201	193
	6級	205	205	199	198	180
種類別	視覚障害	200	202	196	185	177
	聴覚障害・ 平衡機能障害	316	314	311	318	291
	音声・言語・ そしゃく機能障害	46	43	43	43	43
	肢体不自由	1,755	1,752	1,700	1,641	1,568
	内部障害	1,131	1,141	1,135	1,169	1,138

資料：地域包括ケア課（各年3月31日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療受給者証所持者

(人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
精神障害者保健福祉 手帳所持者	515	569	587	621	666
自立支援医療（精神 通院）受給（利用） 者証所持者	941	1,001	1,101	1,056	1,134

資料：地域包括ケア課（各年3月31日現在）

(5) 地域の状況

①医療施設

(施設)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和2年 (2020 年)	令和3年 (2021 年)	令和4年 (2022 年)
病院	9	9	9	9	9	9
一般診療所	57	54	53	52	55	53
歯科診療所	33	33	33	31	30	30

資料：厚生労働省「医療施設調査」（各年 10 月 1 日現在）

②総合相談

(件)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	
合計	260	293	288	311	295	
内容	生計	9	10	17	13	10
	家族	26	24	28	29	17
	職業・生業	8	11	13	10	10
	結婚・離婚	14	30	17	25	25
	住宅	45	28	35	33	41
	財産	79	88	96	97	92
	老人福祉	0	4	1	1	0
	事故	10	4	5	5	10
	苦情	3	10	8	9	15
	法律	38	62	49	55	50
	医療	1	2	0	1	2
	教育・ 青少年問題	0	0	0	3	0
	健康・ 保健衛生	0	0	0	1	0
	その他	27	20	19	29	23

資料：地域包括ケア課

③生活保護法による扶助受給者

(人)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
生活扶助	4,815	4,966	5,139	5,264	5,312
住宅扶助	3,994	4,179	4,340	4,506	4,656
医療扶助(入院)	584	566	545	412	458
医療扶助(入院外)	4,217	4,318	4,497	4,731	4,740
教育扶助	156	121	91	82	77
出産扶助	0	1	0	1	0
生業扶助	38	60	52	49	39
葬祭扶助	3	4	2	0	5
介護扶助	1,484	1,554	1,777	1,891	1,892

資料：地域包括ケア課

④救急出動

■事故種別の救急出動の状況

(件)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	
合計	4,455	4,250	3,668	3,843	4,424	
種別	火災	55	43	43	27	35
	自然災害	0	0	0	0	0
	水難	3	1	2	4	1
	交通	273	272	254	241	227
	労働災害	38	43	39	28	36
	運動競技	20	18	9	10	22
	一般負傷	640	625	523	535	646
	加害	12	11	11	9	4
	自損行為	27	31	46	31	21
	急病	2,692	2,618	2,169	2,408	2,826
その他	695	588	572	550	606	
搬送人員(人)	4,065	3,921	3,270	3,457	3,956	

資料：渋川広域消防本部

⑤交通事故

■交通人身事故発生件数

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)
発生件数 (件)	490	533	454	425	340	387	367
死者数 (人)	6	3	3	2	2	3	1
負傷者数 (人)	691	725	640	561	464	474	451

資料：渋川警察署

■各種別交通事故発生状況

(件)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)
高齢者が関係した事故	174	207	182	171	146	148	159
若者が関係した事故	131	123	108	101	86	103	79
子どもが関係した事故	7	11	14	10	2	3	12
自転車に関係した事故	28	39	35	47	32	39	29

※「高齢者」は 65 歳以上、「若者」は 16 歳以上 24 歳以下、「子ども」は 15 歳以下

資料：渋川警察署

⑥犯罪発生

■刑法犯認知状況 (罪種別)

(件)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	
合計	321	307	376	283	223	245	
内容	凶悪犯	3	2	6	3	0	0
	粗暴犯	33	41	37	31	22	25
	窃盗犯	204	190	244	202	173	179
	知能犯	22	21	18	16	6	18
	風俗犯	3	4	1	2	2	1
	その他	56	49	70	29	20	22

資料：渋川警察署

⑦ボランティア登録

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
団体 (団体)	91	98	94	98	93
個人 (人)	57	58	47	38	66

資料：渋川市社協ボランティアセンター

第2期渋川市地域福祉計画
第2期渋川市成年後見制度利用促進基本計画
渋川市再犯防止推進計画

令和6(2024)年3月

発行／渋川市

編集／渋川市 福祉部 地域包括ケア課

〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地

TEL 0279-22-2111 FAX 0279-24-6541

URL <https://www.city.shibukawa.lg.jp>
